
平成16年 第2回(定例) 壱岐市議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成16年6月11日 午前10時03分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 施政方針の説明

日程第5 報告第1号 平成15年度壱岐市一般会計暫定予算の繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

日程第6 報告第2号 平成15年度壱岐市簡易水道事業特別会計暫定予算の繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

日程第7 報告第3号 平成15年度壱岐市下水道事業特別会計暫定予算の繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

日程第8 報告第4号 平成15年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計暫定予算の繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

日程第9 議案第21号 壱岐市立石田図書館の設置及び管理に関する条例の制定について 説明

日程第10 議案第22号 壱岐市印鑑条例の一部改正について 説明

日程第11 議案第23号 壱岐市手数料条例の一部改正について 説明

日程第12 議案第24号 壱岐市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について 説明

日程第13 議案第25号 平成16年度壱岐市一般会計予算について 説明

日程第14 議案第26号 平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について 説明

日程第15 議案第27号 平成16年度壱岐市老人保健特別会計予算について 説明

日程第16 議案第28号 平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について 説明

日程第17 議案第29号 平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について 説明

日程第18 議案第30号 平成16年度壱岐市下水道事業特別会計予算について 説明

日程第19 議案第31号 平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計予算について 説明

日程第20	議案第32号	平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計予算について	説明
日程第21	議案第33号	平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について	説明
日程第22	議案第34号	平成16年度壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計予算について	説明
日程第23	議案第35号	平成16年度壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計予算について	説明
日程第24	議案第36号	平成16年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について	説明
日程第25	議案第37号	平成16年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について	説明
日程第26	議案第38号	平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算について	説明
日程第27	議案第39号	平成16年度壱岐市病院事業会計予算について	説明
日程第28	議案第40号	平成16年度壱岐市水道事業会計予算について	説明
日程第29	議案第41号	長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について	説明
日程第30	議案第42号	長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う規約の変更について	説明
日程第31	議案第43号	長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少について	説明
日程第32	議案第44号	長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の増加及び規約の変更について	説明
日程第33	議案第45号	長崎県離島医療圏組合を組織する地方公共団体の数の減少について	説明
日程第34	議案第46号	長崎県離島医療圏組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う組合規約の変更について	説明
日程第35	議案第47号	長崎県町村土地開発公社定款の変更について	説明
日程第36	議案第48号	過疎地域自立促進計画の策定について	説明
日程第37	議案第49号	財産の無償譲渡について	説明
日程第38	議案第50号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	説明
日程第39	議案第51号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	説明

日程第40	議案第52号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	説明
日程第41	議案第53号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	説明
日程第42	請願第1号	「壱岐公立病院に人工透析室の設置」を求め るための請願	説明
日程第43	陳情第5号	非核・平和壱岐市宣言の制定についての陳情	説明省略(写し配布)
日程第44	陳情第6号	長崎県地方最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本改正を求める陳情	説明省略(写し配布)
日程第45	陳情第7号	国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書採択を求める陳情	説明省略(写し配布)
日程第46	要請第1号	「地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現」に関する対応についての依頼	説明省略(写し配布)

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (60名)

1番 菊田 光孝君	2番 町田 光浩君
3番 小金丸益明君	4番 深見 義輝君
5番 坂本 拓史君	6番 今西 徹也君
7番 平尾 典子君	8番 町田 正一君
9番 今西 菊乃君	10番 市山 和幸君
11番 田原 輝男君	12番 長島 清和君
13番 山下 澄夫君	14番 豊坂 敏文君
15番 富田 邦博君	16番 山下 正業君
17番 立石 和生君	18番 坂口健好志君
19番 中村出征雄君	20番 橋本 早苗君
21番 立川 省司君	22番 鶴瀬 和博君
23番 中田 恭一君	24番 東谷 伸君
25番 馬場 忠裕君	26番 久間 進君
27番 小園 寛昭君	28番 眞弓 倉夫君
29番 大久保洪昭君	30番 山内 道夫君
31番 江川 漣君	32番 西村 勝人君

33番 大浦 利貞君	34番 榊原 伸君
35番 長岡 末大君	36番 酒井 昇君
37番 久間 初子君	38番 浦瀬 繁博君
39番 末永 浩君	40番 倉元 強弘君
41番 横山 重光君	42番 川添 隆君
43番 平畑 光君	44番 吉田 寛君
45番 吉富 忠臣君	48番 永田 實君
49番 森山 是蔵君	50番 山川 峯男君
51番 近藤 団一君	52番 牧永 護君
53番 品川 洋毅君	54番 長山 茂彌君
55番 川谷 力雄君	56番 赤木 英機君
57番 中村 瞳君	58番 入江 忠幸君
59番 立石 一郎君	60番 原田 武士君
61番 深見 忠生君	62番 瀬戸口和幸君

欠席議員（2名）

46番 佐野 寛和君	47番 安川 芳一君
------------	------------

事務局出席職員職氏名

事務局長 川富兵右ヱ門君	事務局書記 松永 隆次君
事務局課長 山川 英敏君	事務局係長 瀬口 卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	長田 徹君	助役 ……………	澤木 満義君
収入役 ……………	布川 昌敏君	教育長 ……………	須藤 正人君
総務部長 ……………	松本 陽治君	市民生活部長 ……………	園田 省三君
産業経済部長 ……………	末永 榮幸君	建設部長 ……………	白川 武春君
消防本部消防長 ……………	山川 明君	郷ノ浦支所長 ……………	吉永 正司君
勝本支所長 ……………	鳥巢 修君	芦辺支所長 ……………	立石 勝治君
石田支所長 ……………	喜多 丈美君		
教育次長兼教育総務課長 ……………			吉富 一敬君
総務課長 ……………	米本 実君	企画課長 ……………	山本 善勝君

合併プロジェクト室長	……………	堤 賢治君
情報管理課長	…………… 大浦 栄治君	財政課長 …………… 久田 賢一君
税務課長	…………… 浦 哲郎君	市民福祉課長 …………… 川畑 文隆君
保護課長	…………… 高下 莞司君	健康保健課長 …………… 小山田省三君
環境衛生課長	…………… 榊崎 精司君	農林課長 …………… 山内 義夫君
水産課長	…………… 今村 光一君	観光商工課長 …………… (欠 席)
土木課長	…………… 長山 栄君	建築課長 …………… 酒村 泰治君
水道課長	…………… 松本 徳博君	会計課長 …………… 浦川 信久君
病院管理課長	…………… 上川 孝一君	公立病院事務長 …………… 竹下 立喜君
かたばる病院事務長代行	……………	前田 正博君
農業委員会事務局長	… 市山 保信君	
選挙管理委員会書記長兼監査委員事務局長	……………	山口浩太郎君
学校教育課長	…………… 長岡 信一君	生涯学習課長 …………… 目良 強君
文化財課長	…………… 殿川 正孝君	

午前10時03分開会

○議長（瀬戸口和幸君） ただいまの出席議員は60名であり、定足数に達しております。ただいまから平成16年第2回壱岐市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（瀬戸口和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、今西菊乃議員及び10番、市山和幸議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（瀬戸口和幸君） 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る6月4日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し、協議結果の報告を求めます。立石議会運営委員長。

○議会運営委員長（59番 立石 一郎君） 皆さん、おはようございます。今期定例会の議事運営について協議のため、去る6月4日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果を報

告いたします。

会期日程につきましては、各議員のお手元に配付いたしておりますが、本日から6月30日までの20日間といたしております。今期定例会に提案されます案件は、報告4件、条例4件、予算16件、その他13件、請願1件、陳情3件、要請1件となっております。

本日は会期の決定、議長の報告、市長の施政方針の説明を行い、提出議案の説明を行います。6月12日から15日まで休会といたしておりますが、一般質問並びに審議についての通告をされる方は6月14日、正午まで提出をお願いします。6日目の6月16日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後各議案等を所管の委員へ審査付託を行います。

なお、上程議案のうち、一般会計予算につきましては第1回定例会同様、特別委員会を設置し、審査をすべきということを再確認をいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

7日目の6月17日から6月22日までの間、19日、20日を除き、実質4日間で一般質問を行います。一般質問について質問の順序は受け付け順にくじを行い、番号の若い順とします。

質問の方法としましては、時間制限を設け、1人当たり質問、答弁を含め、30分以内とすることと、一括質問一括答弁方式とすることと、質問者席は対面方式とすることとします。

なお、同一内容同一趣旨の分については、質問者間で調整をお願いしたいと思います。なお、一般質問が予定の日程より早く終了した場合は、残りの日程は休会とします。

13日目の6月23日から28日までの間は26日、27日を除き、委員会開催日といたしております。6月29日は休会とし、翌30日本会議を開催、委員長報告を受けた後、議案等の審議採決を行い、全日程を終了をいたしたいと存じます。

以上が本定例の会期日程案でございます。本市議会の円滑な運営ができますようお願いを申し上げます。

以上、報告といたします。

○議長（瀬戸口和幸君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月30日までの20日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月30日までの20日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（瀬戸口和幸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回の第2回壱岐市議会定例会に提出され、受理した議案等は39件、請願1件、陳情等4件であります。

次に、系統議長会であります。去る4月6日、長崎市で開催された長崎県離島振興町村議会議長会臨時総会においては、役員補欠選挙と平成15年度決算の承認がなされました。

次に、4月13日、平戸市において開催の長崎県市議会議長会定期総会においては、平成15年度の決算の承認を初め、役員改正では会長に重橋長崎市議会議長を承認、理事については、九州市議会議長会定期総会へ提出する長崎県10市共同提出議案が承認されました。

次に、4月21日、東京都で開催された全国離島振興町村議会議長会主催の組織拡大臨時大会臨時総会に出席、組織を全国離島振興市町村議会議長会として組織拡大を図り、離島の振興、発展を図るべく決議がなされたところであります。

次に、4月22日、宮崎市で開催された九州市議会議長会定期総会においては、平成15年度の決算報告を初め、役員改正においては、会長に宮崎市の赤木議長を選出、さらに16年度の予算が決定されるとともに、全国市議会議長会へ提出される共同提出議案が決定をなされました。

次に、5月25日、東京都で開催された全国市議会議長会定期総会におきましては、一般事務及び会計の報告に続き、各委員会の報告がなされた後、地方部会提出議案22件、会長提出議案2件が提案、可決され、それぞれ関係省庁に要請することを決定がなされました。

また、部会長、理事、相談役を初めとする役員改正もなされたところであります。

以上のとおり系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料については議会事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

次に、5月10日から16日まで、長崎県町村議会議長会主催の議長行政調査のため、県下の議長、事務局長等30名によりまして、ドイツ、スイスの行政調査に参加をいたしました。

その概要につきましては、本会期中に書面をもって報告にかえさせていただきます。

次に、本定例会において、議案説明のため長田市長を初め、関係部課長に説明人として出席を要請しておりますので、御了承願います。

以上で私からの報告を終わります。

日程第4 施政方針の説明

○議長（瀬戸口和幸君） 日程第4、長田市長から施政方針の説明の申し出がありましたので、これを許します。長田市長。

○市長（長田 徹君） 本日ここに平成16年第2回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様方には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会は、壱岐市が誕生して第2回目の定例会であり、平成16年度の各会計本予算を初め、条例、その他の案件の御審議をお願いするに当たりまして、私の市政運営に対する所信と主要な施策につきまして、基本的な考え方を御説明申し上げ、市議会並びに市民皆様の御理解と御協力

を御願ひする次第でございます。

さて、壱岐市が誕生して3カ月余りが経過いたしました。合併した郷ノ浦、勝本、芦辺、石田の旧各町は、諸先輩の御尽力により、それぞれ個性豊かな町として発展してまいりました。ここまで築いてこられました諸先輩の皆様に深甚の敬意を表すところでございます。

壱岐市においては、地域の皆様がこれまで築いてこられました伝統や文化を大切に、地域の特色を生かしながら、大変厳しい社会環境の中ではありますが、人口減少の歯どめを軸とした壱岐の活性化対策及び行財政改革の実施によって、すべての人が壱岐に住んでよかったと実感できるまちづくりを目指してまいります。

それでは、財政運営及び各事業における主要な施策を申し上げます。

財政運営について、平成16年度の地方財政計画においては、極めて厳しい地方財政の状況を踏まえ、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003に沿って、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより、歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上、発揮、教育、文化、科学技術、IT、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子高齢化対策、循環型社会の構築、地球環境問題への対応などに財源の重点的配分を図ることとされております。

一方、三位一体の改革による地方交付税、臨時財政対策債の縮小及び国庫支出金の削減により、大幅な減収となることが見込まれ、本市において歳出全般にわたる経費削減に努めながらも公債費、扶助費を初めとした経費の増大も否めず、これらにかかわる所要の一般財源の確保が必要であり、従来にも増して厳しい財源状況で推移するものと見込まれます。

本市財政は、市税などの自主財源に乏しく、歳入を地方交付税や国庫支出金に依存しており、長引く景気の低迷及び国の財政構造改革によって、これらの収入がいずれも減収しています。さらに起債の平成15年度末残高は、一般会計で271億円、特別会計及び企業会計を合わせると346億円を超える見込みであり、これに伴って歳出においては、公債費などの義務的経費の割合が年々高まり、各種施策に柔軟に対応することが困難な厳しい財政状況となっております。

このため平成16年度の予算編成に当たっては、厳しい状況の中、多様化する財政需要に対応しつつ、今後とも健全財政を堅持するため、歳出の合理化、効率化を図るものとし、予算要求枠を設定することにより、事務事業の見直し、経費の節減、新規事業の抑制に取り組み、予算編成を行いました。今回提出しました平成16年度本予算は、合併前に旧町で予算編成されたものを基本とし、その後補助内示にかかわるもの、緊急性を要するものなどを追加、変更して予算を編成しておりますが、不足する財源につきましては、基金の取り崩し、起債借入金により、補てんしております。

次に、各会計の予算の概況について申し上げます。

一般会計210億2,500万円、国民健康保険事業特別会計37億4,910万8,000円、老人保健特別会計42億4,227万1,000円、介護保健事業特別会計22億1,027万2,000円、簡易水道事業特別会計12億2,282万1,000円、下水道事業特別会計5億9,724万4,000円、漁業集落排水整備事業特別会計2億9,305万8,000円、老人ホーム事業特別会計2億4,927万8,000円、特別養護老人ホーム事業特別会計4億2,394万2,000円、精神障害者地域生活支援センター事業特別会計2,144万3,000円、精神障害者福祉ホームB型事業特別会計2,172万4,000円、三島航路事業特別会計1億1,242万6,000円、農業機械銀行特別会計5,626万7,000円、芦辺町ターミナルビル事業特別会計628万2,000円、病院事業会計収益的収入28億4,843万4,000円、支出28億4,843万4,000円、資本的収入37億4,676万3,000円、支出37億9,964万4,000円、水道事業会計収益的収入1億5,005万6,000円、支出1億3,985万6,000円、資本的収入1,113万7,000円、支出7,348万5,000円。一般会計の予算規模は、前年度（当初予算が骨格予算であるため、6月補正後予算）と比較して1.3%の増となっております。

これらの主な要因は、市制施行に伴う生活保護費10億6,952万4,000円、かたばる病院の移譲によるもの1億5,191万3,000円、勝本町の自給肥料供給施設整備事業の建設にかかわるもの3億4,696万6,000円などの増となっております。

なお、今後におきましても、本市の厳しい財政事情を踏まえ、行財政改革を積極的に推進するとともに、歳出全般にわたる見直し、合理化、効率化に徹底的に取り組む所存でございます。

次に、行財政改革の推進について。

御承知のとおり、合併の目的の大きなものが行財政改革であります。合併による市の均衡ある発展並びに簡素かつ効率的な市政の実現は、避けて通れぬ課題であり、これに早急に対処することこそが課せられた使命であると考え、民間を含めた行政改革推進委員会を立ち上げるべく所要の経費を予算計上しております。また、人選につきましても、検討中であります。

地域審議会の開催について。

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定により設置した地域審議会は、旧町の区域ごとにこのほど委員の選任を終え、第1回地域審議会を合同で開催したところであります。地域審議会は、合併によって住民の意見が施策に反映されにくくなる懸念を払拭するために、合併関係の旧町の区域にかかわる事務などに関し、市長の諮問に応じて審議し、また、必要と認める事項につき、市長に意見を述べる附属機関であります。

委員は、各区域15人以内で任期は2年とし、その庶務は各支所で行い、この審議会の設置期間は合併の日から10年間となっております。なお、第2回以降につきましては、各支所単位で

開催することといたしております。

長崎県福岡事務所職員派遣について。

私は、さきの臨時議会でも申し上げましたように、特に地域再生による人口減少に歯どめをかけるべく、1次産業と観光産業、民間企業が連携して壱岐の活性化を図る必要があると考えます。

特に福岡都市圏との交流を強化し、施策を展開する必要がありますので、職員の中から募集し、意欲があり、的確な情報収集及び市の宣伝、紹介活動が臨機的に対応できる職員を県の福岡事務所に派遣したいと考えております。

過疎地域自立促進計画の策定について。

合併前の旧石田町を除く旧郷ノ浦町、旧勝本町、旧芦辺町が平成12年に向こう10年間の過疎地域の指定を受け、各町それぞれ平成12年度から平成16年度までの前期5カ年の過疎地域自立促進計画を作成しておりましたが、平成16年3月1日、壱岐4町が合併したことにより、壱岐市が新たに過疎地域として指定を受けました。

このようなことから、前期計画の残りの期間である平成16年3月1日から平成17年3月31日までの過疎地域自立促進計画を策定し、生活環境の整備など総合的かつ計画的な対策を実施する必要があります。

平成18年度土地評価替えに向けて。

平成18年度は3年に1度行われる固定資産評価替え基準年度であります。土地評価替え作業を円滑に進めるため、宅地にかかわる基準地及び主要な標準地の状況資料を県市町村課に提出し、評価替えの準備を進めております。特に土地の評価替えにつきましては、合併後初めての基準となる年度になります。

病院職員の給与について。

合併前の壱岐広域圏町村組合からの引き継ぎ事項であります。正・准看護師の給与につきましては、現在職員組合と交渉を開始したところでありますが、壱岐広域圏町村組合における合併前の協議等を踏まえ、長崎県離島医療圏組合の状況も参考にしながら、早い時期に是正を図りたいと考えております。

壱岐市誕生記念式典の開催。

壱岐市の誕生記念式典を7月27日に開催することで、調整を進めています。式典の構成は、来賓のあいさつ、合併功労者表彰、アトラクションなどと考えております。市内ほか500人程度の案内を予定いたしております。

健康づくりについて。

我が国の平均寿命、健康寿命は世界の高水準にあります。しかしながら、人口の高齢化が急速に進む中、生活習慣病を初め、疾病構造は大きく変化しております。新生壱岐市が快適で住みや

すい島であるためには、島民が健やかに暮らせる環境づくり、まちづくりが必要であります。

日本一の健康な島、健康な社会の実現を目指して次のことを推進してまいります。保健・医療・福祉が連携した健康づくりの推進、地域医療体制の確立、保健予防体制の充実、安心して子供を産み育てられる環境づくりであります。

健康指導事業は、少子高齢化により、老人対象の事業のウエートが高くなっております。健康づくりは結果が見えにくいものであります。まず最初は、国が進める健康日本21及び健康増進法に沿って、健康増進計画の策定に取り組む必要があります。また、指導体制を堅持し、内容の充実した健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査、食生活改善推進などに取り組み、住民サービスの向上に努めてまいります。

国民健康保険について。

我が国の医療保険制度は、歴史的背景によって幾つかの制度が存在していますが、すべての国民はいずれかの公的医療保険への加入が義務づけられております。国民健康保険は、農業、漁業者や自営業者が加入する医療保険制度として創立以来、今日まで地域医療の確保と住民の健康の保持増進に多大の貢献をしてきております。

壱岐にはこれまで旧四町の保険者がありました。このたび合併して規模の大きな保険者としてスタートをしたところです。合併時の被保険者数は1万7,379人で、国保加入率は51.8%ですが、近年増加傾向にあります。

国民健康保険への加入者は、高齢者、無職者、低所得者などが多く、また生活の向上とスタイルの変化に伴って、疾病構造の変化や医療技術の高度化、平成14年の医療保険制度の改革等が影響し、医療費は年々増加の傾向にあります。加えて長引く景気の低迷及び毎年増加する介護保険拠出金なども起因し、国民健康保険税の滞納価額は増加するなど、国民健康保険事業の運営は非常に危機的な状況にあります。申すまでもなく、保険者としての事業を運営するに当たっては、被保険者の方々の深い御理解と御協力が必要であります。

歳入では、国、県からの補助金等もありますが、何と申しましても収入の基本は被保険者の方々が納付される保険税であります。特に被保険者の負担であります保険税の課税につきましては、地方税法に沿って適正かつ公平な課税に努めてまいります。合併によって増税だと感じられる方もあるかと思いますが、何とぞ保険制度の趣旨をお酌み取りくださいますようお願い申し上げます。

歳出では、年々増加する医療費は国家的課題であり、保健・福祉と連携し、保健事業の推進と疾病の予防に努め、医療費の抑制に努めてまいります。その他累積する滞納保険税の徴収に力を入れ、収入の確保を図るとともに、保健事業の健全な運営に当たってまいります。

また、旧勝本町の2つの直営診療所につきましては、医師の協力のもと、これまでどおりの運

営を維持し、住民サービスに努めてまいります。

老人保健特別会計について。

近年保険者が納付する老人保健拠出金の増加が各保険者の事業運営圧迫の大きな要因となり、喫緊の課題とされておりました。この状況を踏まえて平成14年10月から新しい医療制度のもとで老人保健会計は運営されております。この制度改正により、老人医療受給対象年齢が70歳から75歳に引き上げられ、医療費の給付総額はわずかずつではありますが、減少しております。

壱岐市における高齢化率は、他の地域に比較して高く、合併時の老人保健受給者数は6,325人であります。老人の方々が安心して豊かな生活を送られるためには、心身ともにリラックスした生活を送ることが必要であります。老人の健康を維持する上には、新市において各支所を中心に保健指導体制を堅持し、地域にとけ込んだ健康教育、健康相談、訪問指導、また保健事業に積極的に取り組み、ひいては疾病の予防と重複受診、他受診を防止し、医療費の抑制を図ってまいります。

また、レセプト点検を強化し、医療費の適正化にも力を入れてまいります。

介護保険事業特別会計について。

介護保険事業は平成12年4月にスタートし、今年で5年目の年を迎えております。平成17年度は5年に1度の制度が見直される年に当たり、既に論議が交わされ始めております。

壱岐市は、これまで旧四町の保険者で事業の運営を行っておりましたが、合併によって1自治体の保険者となりました。しかしながら、要介護認定においては、制度発足当時から旧四町が共同で認定作業を行っており、認定者間のばらつきはなく、平準化が保たれてまいりました。

合併時の1号被保険者数は9,447人で、認定者数は2号被保険者を除けば1,722人で、認定率は18.23%になります。介護保険は、居宅介護が基本となっており、保険給付の内容はケアプランの作成を含めると実に15に及びます。また、施設介護では、介護老人福祉施設など3つの施設に区分されております。壱岐での介護保険給付の支払いの状況は、発足時の平成12年度は11カ月分で15億8,200万円でしたが、平成15年度は21億3,300万円と大幅な伸びを示しております。

歳入の基礎となる1号被保険者の介護保険料基準額は、月額3,300円をお願いすることといたしております。また、今年度から要介護認定にかかわる事務費も国の方で廃止されることとなりました。事業運営に当たっては、介護サービスを必要としている高齢者に適正なサービスの提供ができるよう、より公平、公正な要介護認定はもちろん、介護を必要としない元気な高齢者の介護予防事業に保健指導と連携し、取り組んでまいります。

また、給付状況の実態について調査、分析を行い、介護サービス事業者への指導を強化し、質の向上を目指すとともに、今後さらに予想される高齢者の増加に備えて健全な事業の運営に努め

てまいります。

一般廃棄物処理の基本方針について。

市民生活の営みや事業活動に伴って発生する廃棄物の適正処理及び生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることが行政に与えられた責任であり、ごみ処理体制の充実及び適正処理をさらに推進していかなければならないと考えております。

しかし、廃棄物をめぐる環境は年々大きく変容し、量的増加、質の多様化が進み、さらに有害廃棄物、適正処理が困難なものなど、市に課せられた問題は山積している状況にあります。ごみ減量化、リサイクルの推進、資源の有効利用につきましては、従来の単にごみを集めて焼却し、埋め立てるという自然焼却型社会から旧四町の取り組みにより資源循環型社会への転換が図られております。

ごみ焼却施設は、旧四町においてそれぞれ処理、維持管理してまいりましたが、耐用年数を超えた施設、耐用年数が迫っている施設、また地元協定により、使用年数が限られた施設がほとんどであります。旧三町、郷ノ浦、芦辺、石田のし尿処理施設におきましては、計画処理能力を30%から35%を超えた施設、また地元協定でし尿のみしか搬入処理できない現状とあわせて海洋投棄が平成19年2月から禁止になります。

このような背景を十分に踏まえ、ごみ処理等の広域化について早急に検討する必要があることから、基本計画策定業務委託費を計上いたしております。

不燃物処理及びし尿施設処理の設備について。

勝本町布気触不燃物処理場につきましては、昭和63年9月に供用開始し、下流域の片山公民館と最終使用期限を平成22年4月30日までとする協定を結び、2年ごとに協定書の更新をいたしております。本施設は、遮水壁及び浄水設備は整備されているものの、遮水シートを布設しておらず、現在は広域による管理型の処分場整備ができるまでの間、ガラス、陶器類に限定し、埋立処分をしております。

これまで毎年実施してきました水質検査の結果は、定められた基準以内であります。国もこのような遮水シート等を布設していない処理場については、近々閉鎖を指導する方向で検討が進められており、本施設においてもガラス、陶器類の処理を中止し、今後閉鎖に向けた地質調査等を実施することにいたしております。

本宮西触し尿処理施設（自給肥料供給施設）につきましては、平成19年2月からし尿の海洋投棄処理が禁止となるため、平成8年から旧勝本町において検討委員会を設置し、種々の検討を重ね、平成13年度に液肥化処理方式に決定、平成14年度から施設用地を決定し、平成15年度に用地の取得を終えたところであります。

この施設は、自給肥料供給施設として整備し、年間し尿6,000トン、畜尿2,000トン

処理し、良質の液体肥料として農地に還元するものであります。今年度から2カ年の事業として、敷地造成、建築設備工事等にかかわる所要の予算を計上いたしております。

生活保護業務の執行について。

壱岐市発足に伴い、公的必置機関である福祉事務所の業務は、長崎県から円滑に移管がなされ、その後の業務も県当局の支援、派遣職員3名を得て、順調に推移しております。壱岐島内の保護状況、16年3月分は、被保護者数417世帯、世帯員638人、保護率1.96%となっております。対象者の93%は高齢者、障害者、傷病者、母子世帯層であります。

したがって、年間保護費総額は約10億円に上り、そのうち60%を超える額を医療扶助が占めている現状であります。なお、支給に要する特定財源は国庫負担金4分の3のみで、残りについては壱岐市の負担になります。また、こられの負担に加え、職員の配置による人件費などの新たな財政負担を要するところでもあります。今後とも法令などに基づき、公平、公正、適正な生活保護業務の執行を図ってまいります。

通所授産施設「壱岐国の里」オープンについて。

郷ノ浦湾を一望する「横山の辻」に身体障害者の自立と社会復帰を目的とした身体障害者通所自立施設「壱岐国の里」が4月1日にオープンいたしました。当施設では、陶芸、壱州窯並びにパン製造、手づくり工房の各施設を有し、それらに対する学習及び作業訓練を中心に、障害者の自主自立を目指し、かつ実社会への復帰就労につなげるべく、専門指導者のもとに取り組みが開始されております。現在通所者10人は、明るく、希望を持って意欲的に訓練中と伺っております。

次、農業振興について。

基幹産業である農業は、環境への負担を軽減した持続性の高い農業の取り組みが一段と進み、環境保全型栽培によるエコファーマー認定には平成14年度県下初のアスパラガス栽培部会全員62戸が認定を受け、次いで平成15年度にはイチゴ部会57戸が認定を受けました。平成16年度には、メロン部会が認定を受けようと今準備が進められているところであります。

また、平成15年度をもって完了しました大型圃場整備区画では、壱岐特産品である麦焼酎の原料として地場産大麦の作付を図り、土地利用型作物の定着を推進しており、同時に焼酎酒造協同組合と平成14年産から地場産麦を使用した大麦しょうちゅうの試作にも取り組んでいるところであります。今秋ごろには初試飲の見込みであります。

葉たばこは離島のハンディーがない安定した作物として壱岐地域にも159ヘクタールが栽培されております。本年の壱岐産地の目標値は10アール当たり収量で250キロ品質で2,100円の達成が見込まれております。

しかしながら、担い手の高齢化等により、新規就農者や後継者の確保が急務であります。今後

の耕作面積の維持増反を図るためにも、後継者の育成、中核農家の経営改善等にも一層の推進に努めるものであります。

農業農村整備にありましては、壱岐市の耕地整備率は74%に達しております。これが生産性の向上につながるとともに、多種多様な生活基盤として計画的に推進され、地域の特性を生かした特産品づくり、産地づくりとして新たな時代に対応した農村の総合的な整備推進に取り組む所存であります。

以下、農業振興の主な事業について概要を御説明いたします。

長崎「食と農」支援事業、産地の育成強化と栽培面積の拡大及びさらなる収量増を目指すため、市場流通型対応強化支援として、芦辺、湯岳アスパラガス栽培ハウス団地88アール、その他アスパラハウス99アール、集落営農担い手支援として花きハウス、メロンハウス、牛方生産組合、郷ノ浦町東地区及び海田機械利用組合の各機械導入事業を促進することにいたしております。

有害鳥獣被害防止対策事業、カラス捕獲委託3,800羽、タイワンリス捕獲委託費を予算計上し、壱岐地域鳥獣被害防止対策協議会への委託を通じて被害防止に努めるものであります。

中山間地域等直接支払い交付金制度事業、平成12年度に創設された本制度は、中山間地域を守る観点から、傾斜度及び耕作放棄地の懸念される農用地に対し、直接支払いが実施されるものです。本年度は5カ年目の最終年度の取り扱いとして所要の予算を計上いたしております。今後の本事業の取り組みについては、現在関係機関で協議中であります。

農村総合整備事業、基盤整備事業及びふるさと農道緊急整備事業について。

地域資源を生かした活力ある農村を構築するための農村総合整備事業（平成9年度から18年度全体事業費約30億円）を導入し、総合的に整備推進中であります。本年度は着工から8年目を迎え、農道、農業集落道及び防災施設建設等に必要な事業費並びに農村基盤整備事業費、ふるさと農道緊急整備事業費を予算計上いたしております。

畜産振興について。

畜産については、壱岐肉用牛改良方針に即した系統牛育成対策助成事業を合併前の旧四町とも長期間にわたり実施した結果、更新はおおむね高率で推移しているものと思料いたしております。その結果して、優秀な県産種牛として東末博（郷ノ浦産）、平茂晴（芦辺産）が作出され、現在その産後の適正交配についても調査検討が行われております。繁殖育成の支援についても、キャトルステーションの利用促進、肉用牛ビジョン21事業、実証展示リース牛舎等の建設、導入事業等による増頭規模拡大に努力しているところであります。

ところで平成16年6月の子牛競り市では、1頭平均価格46万4,000円、対前回比163.63%で、ここ15年間の最高値で販売され、同時に近年高値販売傾向で推移しております。このことは畜産農家の所得向上に大きく寄与しており、名実ともに壱岐牛のブランド化の

確立に大きな実績をおさめております。さらなる繁殖牛生産の島「壱岐」として、繁殖牛「7,000頭、子牛販売頭数5,000頭」の目標達成に向けて、安定的な頭数の持続に所要の施策支援をしているところであります。

「社団法人壱岐家畜診療所協議会」は合併に伴い、壱岐市に移管になりました。現在獣医師9名（うち嘱託医1名）、事務嘱託2名及び臨時職員1名で業務に当たっております。壱岐農業の基幹であります肉用牛の予防衛生の指導業務はもとより、疾病治療を通じて、壱岐地域の家畜衛生対策に貢献することを重要な任務としております。

以下、畜産振興の主な事業について概要を御説明いたします。

和牛防疫対策事業、肉用牛の予防衛生及び生産繁殖牛異常産、流行熱病防止など生産牛の危険防止に資するため、予防注射事業費補助金、家畜共済掛金事業費補助金を計上いたしております。

和牛導入育成事業、優良繁殖牛の造成とさらなる壱岐肉用牛改良率の向上及び産肉能力の確保を図るため、優良系統牛育成対策事業費補助金、肥育素牛導入事業費補助金、肉用牛改良対策事業費補助金を計上いたしております。

家畜導入事業資金供給事業、繁殖雌牛の増頭または更新に優良な雌牛導入を促進するため、家畜導入事業資金供給事業基金積立金の予算を計上いたしております。資源リサイクル畜産環境整備事業、家畜排せつ物を活用した良質堆肥による循環型農業の実現を図るため、平成15年度及び16年度の2カ年度で大規模共同施設として、地域堆肥舎の整備事業補助金を計上いたしております。

バイオマス利活用フロンティア推進事業、地域の未利用資源（家畜排せつ物、焼酎製造残さ）などの有効活用と有機資源のリサイクルを推進するため、調査研究費を計上いたしております。

水産振興について。

漁業は、近年の回遊魚の減少、担い手の高齢化に加え、5割に近い輸入魚の影響を受け、魚価は依然として低迷し、長期にわたり沿岸漁業の不振が続いております。しかしながら、今年の壱岐市管内の5漁協の平成16年度総水揚げ高は、昨年春先のアカイカの豊漁とスルメイカの価格が安定していたことなどから、70億8,300万円の水揚げ高となり、昨年より約9億円を上回る豊漁となり、漁業従事者の就労意欲並びに所得の向上に大きく寄与したことは、喜ばしい限りであります。

一方、近年水産漁業環境の悪化が急速に進み、魚価の生産環境の変化と深刻さを加えております。

そこで、今後はつくり育てる漁業への転換を図り、資源管理型漁業の推進に努める必要があります。特に依然として不振が続く沿岸漁業の打開策として、また将来の安定した水産振興を図る上からも、（仮称）壱岐地域栽培センターの平成18年度着手に向けた同施設の基本設計計画は、

喫緊の課題であります。また、豊かな自然環境や地域資源など、漁村の魅力を都市との交流、滞留の促進に努め、ブルー・ツー・リズムの展開にも積極的に取り組むことといたしております。

以下、水産振興の主な事業について概要を御説明いたします。

漁村活性化支援事業、豊かな自然環境や地域資源など、漁村の魅力を都市住民に広く提供し、都市と漁村の交流を促進するため、活動を展開してまいります。

緊急いそ焼け対策事業、近年急速に進むいそ焼けの原因究明には、積極的に取り組んでいるところでありますが、これに加え、国が進める「緊急いそ焼け対策事業」に3カ年計画（1年目は藻場の分布調査、試験礁制作、2年目は移植効果調査、3年目は実用試験化）で取り組むことにいたしました。本年度分として事業費を計上いたしております。

漁業経営構造改善事業、密漁船や違反操業の早期発見、通報体制の強化、監視日数の拡大、取り締まり機関の連携強化を図るため、高速化と夜間監視可能な漁場監視船の建設費補助金を計上いたしております。

（仮称）壱岐地域栽培センター基本計画基本設計委託、沿岸地域魚種の放流を安定的に確保することにより、栽培漁業の推進を図るため、平成18年度着工に向けての（仮称）壱岐地域栽培センターの基本設計委託費を計上いたしております。

観光振興について。

平成14年の統計による観光消費額は137億円と農業粗生産額の2.5倍、漁業総生産額の1.5倍に達するなど、観光の振興は壱岐の経済活性化に大いなる効果をもたらしております。昨年は夏場の悪天候や修学旅行を初め、団体旅行客の減少で厳しい状況でありましたが、本年は壱岐観光協会への支援を通じて、「壱岐体験紀行」や壱岐独自の観光ナビゲーションシステム「島ナビ」がスタートしました。

また、郷ノ浦港のマイナス7.5メートル岸壁の完成に伴いまして、「飛鳥」を初め、6隻の大型客船の入港が予定されるなど、明るい話題がメジロ押しとなっており、新たな魅力ある観光拠点「壱岐市」としての多くの観光客を呼び込めるものとして期待しているところであります。

以下、観光振興の主な事業について概要を御説明いたします。

島外スポーツ団体誘致促進事業、島外からのスポーツ団体等を誘致し、交流人口の増加を図ることにより、市の活性化を図るため、滞在費の一部について支援します。

友好都市地域間交流事業、俳人、曾良の——これちょっと訂正お願いします。出生と書いてありますが、これ生誕でございます。

俳人、曾良の生誕、終えんの地の縁で、長野県諏訪市と交流を重ね、平成6年5月に友好都市の盟約を結び、交流を深めてきましたが、平成10年に続き、長野県無形民俗文化財、諏訪大社の御柱祭のシンボル、御柱の寄贈を受け、今後の友好関係を築くため、御柱祭を開催するもので

あります。

観光施設整備事業、観光客のニーズの多様化に伴い、体験観光を進めるため、いそ遊び体験施設、筒城浜レストハウスシャワー室改修等の観光施設を整備してまいります。

商工振興について。

国内の経済環境は、緩やかな景気回復基調にあるものの、当市においては長引く景気の低迷から脱し切れず、依然厳しいものがあります。そこで長崎県緊急地域雇用創出特別補助事業の採択を受けて、観光コーディネーター育成事業、イベント、マスコミ等誘致支援事業で壱岐観光協会に期限つきながら4名の増員をいたしております。

そのほかには中小企業特別委託事業として、市内遺跡発掘調査事業、市道など環境美化事業、公共施設環境美化事業などによって、雇用の創出を図っているところであります。

地域商工会には、地域経済の再生と活性化支援のため、運営費の支援及び商工業会の創出支援のための商工振興預託金融融資制度並びに利子補給制度を継続することといたしております。

以下、商工振興の主な事業について、概要を御説明いたします。

緊急地域雇用創出事業、市内公園、公共施設等の遊具、周辺環境の安全点検及び整備など、幼児から高齢者まで清潔で安全に利用できる公園、公共施設として整備してまいります。

商工会運営費補助金、顧客誘致経営改善普及事業等に対し、また地域商工業の活性化及び地域振興対策に対し、支援をいたします。

建設部所管事業について。

管内の道路状況は、市道として認定した路線数が3,890本、総延長1,400キロメートルで道路網を形成しております。ほかに未認定の圃場内道路や来年3月末に財務省から無償譲渡を受ける予定の里道を含め、維持管理を行うこととなります。

幹線の未整備路線については、国庫補助事業や起債事業等により整備を進めております。一般の生活道路については、単独事業として整備をしておりますが、地域からの要望も多く、厳しい財政状況の中、着手がおくれております。また、最近では地域からの要望路線でも用地交渉に手間取る路線もありますので、契約も終え、道路用地として登記済みの路線から着手してまいります。

また、今後新規に改良、要望がなされましても、財政的に厳しい中、すぐに対応することができませんので、危険な箇所など急施を要する箇所については、局部的にもでも整備していく方法をとりたいと存じます。

維持管理については、地域の自治会等をお願いしておりますが、高齢化などにより困難な地域が見受けられます。幹線や観光路線については、業者への管理委託による方法などの見直しを行い、地域住民の作業の軽減を図ってまいります。

本年度の整備路線は、補助事業の継続路線2路線、新規路線1路線を予定しております。予算の議決を賜り次第、用地買収や工事に着手してまいります。

起債事業につきましては、継続の8路線について所要の予算を計上しております。新規分については、起債申請を行い、採択され次第補正予算を計上して取り組みたいと存じます。

単独事業につきましては、継続の20路線及び新規に3路線を整備すべく所要の予算を計上しております。15年度からの繰越事業については、補助事業3路線、公園事業1カ所と起債単独事業15路線がありますが、早期に完成すべく鋭意努力をいたしております。

市が管理する準用河川は61河川で、総延長が60キロメートルであり、早急に整備を要する箇所もありますが、該当する補助事業も少なく、崩壊した箇所から災害復旧事業などによる整備を進めております。唯一河川整備の補助事業で進めております準用河川、町谷川については、平成12年度から工事に着手しておりますが、延長も長く、財政的な問題もあり、完成までにはほど遠いものがあります。

また、この河川には時期的に蛍が多く発生し、多くの観光客が見学に訪れるなど、ひとときのいやしの場所と認識しております。

しかしながら、この河川整備は県営圃場整備との関連もあり、農家にとっては護岸の補強は要望も強く、自然を残すか護岸の補強を行うか迷うところがございます。関係農家の方々の御理解をいただきながら、蛍が発生する付近は工法変更の検討を含め、本年度は工事を見直したいと思っております。

急傾斜地崩壊対策事業については、新規地区として旧石田町の志自岐地区を整備すべく所要の予算を計上しております。

都市計画事業については、街路、公園、下水道の整備を進めております。街路事業については、県営の新郷ノ浦港線を整備中で、用地が解決したところから工事に着手しております。また、まちづくり事業では、道路整備2路線、公園整備2カ所について補助の内示がありましたので、所要予算を計上しております。

県営事業については、海岸環境整備事業1地区、急傾斜地崩壊対策事業2地区、街路事業1路線、それぞれの地元負担金を計上しております。

公営住宅建設事業について、壱岐管内の公営住宅は約800戸ありますが、平成15年度の実績によりますと募集戸数70戸に対し、入居希望が120件とかなりの競争倍率になっております。本年度以降につきましては、地域の実情を把握し、合併前に作成しておりました住宅マスタープランに沿って、新規団地の建設、既存公営住宅の老朽化や居住水準の向上に対応するための建替えを計画してまいります。

新規団地として進めております今宮団地公営住宅建設については、平成15年度からの繰越事

業の建設途上でありましたが、昨年9月に入札契約を執行したものの、開発許可のおくれなど、許認可すべてを終えたのが本年3月になってしまいました。その上建設地と隣接民有地との境界問題が発生し、いまだに着手できておりません。この建設予定地の境界問題は、民有地の相続問題など簡単に解決できそうにありませんので、建設場所を平成16年度建設予定地に変更せざるを得ない状況になりました。よって、建設地の敷地造成工事費について所要の予算を計上しております。

簡易水道事業について。

志原、初山地区簡易水道につきましては、増補改良事業として門野田貯水池と門野田浄水場が平成15年度までに完成し、この地域につきましては、安定した水道水を供給できる体制が整っております。

しかしながら、三島地区簡易水道につきましては、海底送水管布設後26年が経過し、老朽化しておりますので、本年度はこれの布設替工事を行うことにしております。また、昨年度から進めております箱崎国分地区簡易水道配水管布設替工事についても、引き続き実施することにしております。

それぞれの地区の有収率の向上と飲料水の安定供給を図るべく所要の予算を計上しております。また、水道使用料滞納分の徴収についても、鋭意努力をいたす所存でございます。

下水道事業について。

公共下水道中央処理区の処理場の繰越事業分でございますが、現在工事中であり、基礎工事を施工するために、矢板の先行掘削を実施しております。今年度事業といたしましては、処理場の機械、電気設備及び管渠の埋設工事につきましては、国道の東地区と県道芦辺線の1工区から2工区、新公立病院までの間を計画いたしております。

合併処理浄化槽設置事業につきましては、生活環境の改善などにより、設置希望も多く、現在まで817基が設置されたところであり、生活環境の整備も徐々に改善されている状況でございます。本年度も引き続き要望にこたえるべく、130基の設置について所要の予算を計上しております。

漁業集落環境整備事業について。

漁業集落環境整備事業につきましては、瀬戸地区を平成14年度から事業に着手しており、平成23年度完成を目標に排水管路施設、集落道路等を施工中であります。本年度は処理場の実施計画と瀬戸浦西町地区の管渠埋設工事を実施すべく、所要の予算を計上しております。

「教育の島・壱岐」の確立を目指すについて。

壱岐の島は、原の辻遺跡に代表されるように古くから九州と東アジアを結ぶ交流地点として重要な役割を果たしてまいりました。教育の面でも、大正時代から「教育王国・壱岐」とうたわれ

たように、各種の先進的な取り組みがなされ、多くのすぐれた人材を輩出してまいりました。

そこで市といたしましては、長崎県の教育方針を基軸に、地域に合った壱岐市教育方針及び努力目標を掲げ、市民の理解と協力のもとに生命尊重と人間尊重の精神を基調とした「教育の島・壱岐」の確立を目指す所存であります。

特に、重要なことは、豊かな心を育てる心の教育の推進であります。昨年7月1日、長崎市で起こった幼児誘拐殺害事件から1年もたっていない去る6月1日には、佐世保市の小学校の校舎内で小学校6年生の女子児童が同級生の女子児童から命を奪われるという大変痛ましい事件が発生いたしました。

昨年7月の事件を教訓に、命の大切さや他人への思いやりなどの豊かな心をはぐくむ道德教育の充実の取り組みが県を上げてなされてまいりましたが、なお一層の心の教育の推進が必要だと考えております。

また、学校、地域、行政の綿密な連携のもとに、生涯を通じて学び、郷土壱岐を愛し、国際社会に貢献できる調和のとれた心豊かな市民の育成に努めてまいり所存であります。

主要事業といたしまして、幼稚園、小中学校等の教育環境の整備、また安心、安全な給食を提供するための調理場、給食センターの施設整備、生涯学習の推進としては、人権尊重に基づいた人権学習の推進を初め、青少年の健全育成、心豊かな人をはぐくむ芸術、文化の推進、気軽にスポーツに親しむことができる社会体育施設の整備と環境づくり、国指定特別史跡、原の辻遺跡の復元整備に関する事業並びに（仮称）長崎県埋蔵文化財センター、（仮称）一支國博物館の建設など、県を初め、関係諸機関、諸団体の方々より多大の御支援、御協力をいただきながら、壱岐市教育発展のため、万全の体制で取り組む所存であります。

病院事業関係、壱岐公立病院は、島内唯一の救急拠点病院として指定を受け、総合的診療機能を持つ公的中核病院であります。地域の医療機関や行政機関等の連携のもとに、地域住民の健康の維持増進を図り、地域医療の発展に努めてまいります。経営といたしましては、地域性が必要とする小児、救急、離島医療の高度整備等、採算性が低い、また赤字部門を担っての経営であります。地域住民の要望として、自治体病院の医療水準の向上と整備には大きな期待をなされておられることから、住民のニーズにこたえる施策が必要であります。医師派遣問題、医療費の抑制、医療法の改正など、これからの病院経営にとってはさらに厳しいものがあり、経営基盤の確立が必要であります。今年度の診療体制と医師確保対策ですが、内科の診療体制は4月から常勤医師1名増となっておりますが、中田病院長を含め、4名で診療を行っております。

いまだ循環器、呼吸器系の専門医の招聘ができておりませんが、現在循環器外来は福大第二内科医局から毎週2日体制での診療を行っております。ほかの診療科においては一応整っておりますが、長期の常勤体制に向けて今後も引き続き医師招聘には新病院の開院にも向け、努力してま

います。

次に、平成15年度病院事業会計決算の概況ですが、まだ確定ではありませんが、平成15年度も純利益を9,800万円程度見込んでおります。病院建築は、病院建設調査特別委員会の御尽力もあり、建築工事関係機関との事務的な手続、また病院内部での詳細な設計ヒアリングも順調に進んでおります。

かたばる病院は、保健、福祉分野との連携により、高齢者などに対して質の高い医療を提供するため、療養型病床を設置し、看護度の高い療養を必要とする患者を受け入れております。3月1日に厚生労働省、旧国立療養所老岐病院から経営移譲された当時は33名の入院患者数でありましたが、広報活動及び各医療機関との連携により、入院患者数は順調に増加し、現在では60名程度になり、近日中に満床となるものと思われま。

3月25日には、結核患者が発生し、看護体制、夜勤は1病棟1名、病棟構造、病棟改修工事により、結核病棟の連絡用渡り廊下の一部撤去及び封鎖などの不備から入院受け入れを辞退せざるを得ない事態が発生いたし、患者様を初め、御親族の皆様には多大な御迷惑をおかけいたしました。二度とこのような事態が発生しないように直ちに改修を行い、その後は万全の態勢を図っております。

現在の診療体制は、当初常勤医師（病院長）1名、非常勤医師2名による体制でありましたが、現在は常勤医師2名、非常勤医師3名の体制で診療を行っております。

救急及び消防防災業務について。

災害発生状況につきましては、昨年度より火災は19件増の65件、救急は88件増の1,444件となっております。今後ともあらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという責務を全うするため、消防行政の的確な推進と消防防災体制の一層の充実強化を図り、市民の期待にこたえるよう努めてまいります。

消防施設整備につきましては、今年度国庫補助事業による郷ノ浦署配備の化学災害などに対応する化学消防ポンプ自動車の更新を予定し、所要の予算を計上いたしております。

今年度は各町消防団の消防ポンプ操法大会が開催されます。前回と同様に長崎県大会でポンプ車の部及び小型ポンプの部の両種目とも連続優勝を目標に、消防署の訓練所並びに夜間照明設備を十分に活用し、署員一丸となって各町消防団の操法技術の一層の向上を目指し、操法訓練を実施いたしております。

固定資産評価額の見直しに係る過年度税額の精算について。

旧郷ノ浦町の平成6年度からの土地の評価見直しにつきましては、過年度税額の計算を終えて、2月から返還、通知事務を行い、平成6年度から14年度までの見直しに係る固定資産税、都市計画税、国民健康保険税の還付金返還金などは、納税義務者2,642人、総額5,224万

4,200円で、そのうち2,489人、5,166万7,770円を納税者に還付及び返還をいたしました。

なお、納税者からの連絡等がなされないなどの分、153人、57万6,500円の還付返還ができておりません。これにつきましては、早期に連絡等を行い、還付返還をいたすべく所要の予算を計上いたしております。

固定資産税4期納税通知書出力誤りについて。

固定資産税、土地につきましては、地価が下落傾向にあり、評価額を下落修正しております。平成16年度におきましても、地価の下落傾向が見られるため、下落修正をさせるべくデータを作成していましたが、情報管理課で固定資産税4期納税通知書出力の際に下落修正処理がなされず出力されたものが判明いたしました。

概要といたしましては、郷ノ浦町所在の雑種地のみ375筆、税額修正対象者28名となっております。固定資産税4期納税通知書は5月14日に発送しておりましたので、全期前納いただいた方につきましては、払い戻しを行い、その他の方につきましては、納税通知書の差しかえを行います。

また、評価額のみ修正の方につきましては、課税明細書の差しかえを行います。なお、集合税に係る固定資産税につきましては、修正をいたしましたので、近日中に納税通知書を発送の予定にいたしております。

たびたびの錯誤におわびの言葉もございませんが、今後このようなことがないように職員に自戒を促し、住民サービスに努めてまいります。

以上、平成16年度の市政運営に当たりまして、私の所信の一端と予算の概要等について申し上げましたが、山積する行政課題に対応しながら、また同時に行財政改革の推進を努め、新しい壱岐市づくりに誠心誠意全力で取り組んでまいりますので、議員各位を初め、市民皆様の御理解を御支援を賜りますよう心からお願いを申し上げ、施政方針の説明といたします。

なお、本日提出いたしました報告4件、条例関係4件、予算16件、その他13件の議案につきましては、関係部課長より説明させますので、慎重なる御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（瀬戸口和幸君） これで、施政方針の説明は終わりました。

ここでしばらく休憩します。再開は11時35分とします。

午前11時22分休憩

.....
午前11時35分再開

○議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

日程第5. 報告第1号
日程第6. 報告第2号
日程第7. 報告第3号
日程第8. 報告第4号
日程第9. 議案第21号
日程第10. 議案第22号
日程第11. 議案第23号
日程第12. 議案第24号
日程第13. 議案第25号
日程第14. 議案第26号
日程第15. 議案第27号
日程第16. 議案第28号
日程第17. 議案第29号
日程第18. 議案第30号
日程第19. 議案第31号
日程第20. 議案第32号
日程第21. 議案第33号
日程第22. 議案第34号
日程第23. 議案第35号
日程第24. 議案第36号
日程第25. 議案第37号
日程第26. 議案第38号
日程第27. 議案第39号
日程第28. 議案第40号
日程第29. 議案第41号
日程第30. 議案第42号
日程第31. 議案第43号
日程第32. 議案第44号
日程第33. 議案第45号
日程第34. 議案第46号
日程第35. 議案第47号

日程第36. 議案第48号

日程第37. 議案第49号

日程第38. 議案第50号

日程第39. 議案第51号

日程第40. 議案第52号

日程第41. 議案第53号

日程第42. 請願第1号

日程第43. 陳情第5号

日程第44. 陳情第6号

日程第45. 陳情第7号

日程第46. 要請第1号

○議長（瀬戸口和幸君） 日程第5、報告第1号平成15年度壱岐市一般会計暫定予算の繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程第41、議案第53号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまで及び日程第42、請願第1号「壱岐公立病院に人工透析室の設置」を求めるための請願についてから、日程第46、要請第1号「地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現」に関する対応についての依頼についてまで、42議案を上程します。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（久田 賢一君） 報告第1号について、御説明いたします。

平成15年度壱岐市一般会計暫定予算の繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次のページ、お願いします。平成15年度壱岐市一般会計暫定予算繰越明許費繰越計算書でございます。2款総務費の初山開発事業外33事業につきまして、用地交渉の遅延、それから地元との協議等に不測の日数を要したということで繰り越しをさせていただいております。

繰越額は次のページでございます。一番下の合計のところでございますが、中ほどの翌年度繰越額で8億9,519万352円でございます。その財源としましては既収入特定財源、これは地方債でございます。2,285万7,000円、それから国県支出金、地方債、それからその他、その他は受益者の負担金でございます。そして残りが一般財源でございます。

以上、報告いたします。

○議長（瀬戸口和幸君） 水道課長。

○水道課長（松本 徳博君） 報告第2号平成15年度壱岐市簡易水道事業特別会計暫定予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

平成15年度壱岐市簡易水道事業特別会計暫定予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り

越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次のページでございますが、報告第2号平成15年度壱岐市簡易水道事業特別会計暫定予算繰越計算書、1款総務費、事業名、県道郷ノ浦沼津勝本線水道管布設替工事外3地区でございます。繰越理由といたしましては、各地区の道路改良工事の工事期間延長等によるものでございます。繰越額は1,145万円をお願いしております。

続きまして、報告第3号平成15年度壱岐市下水道事業特別会計暫定予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、平成15年度壱岐市下水道事業特別会計暫定予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次のページでございますが、報告第3号平成15年度壱岐市下水道事業特別会計暫定予算繰越明許費繰越計算書、1款総務費2項下水道建設費、事業名は壱岐市公共下水道事業であり、理由といたしまして、中央水処理区域の変更等の許認可に時間を要したため、繰り越しをお願いするものでございます。繰越額を3億9,205万4,500円としております。

続きまして、報告第4号平成15年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計暫定予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

平成15年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計暫定予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

報告第4号平成15年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計暫定予算繰越明許費繰越計算書、1款総務費、事業名につきましては、瀬戸地区漁業集落排水整備事業でございます。理由といたしましては、工事箇所が住宅密集地であり、作業車の乗り入れ制限をしたために工事日数が延長となったものでございます。

繰越額といたしましては、1,951万円でございます。以上、御説明申し上げ、御報告いたします。

○議長（瀬戸口和幸君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 議案第21号について、御説明をいたします。壱岐市立石田図書館の設置及び管理に関する条例の制定について、図書館法第10条の規定に基づき、壱岐市立石田図書館の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、壱岐市立石田図書館の開館に当たり、設置及び管理に関する条例を提案するものでございます。

現在この図書館につきましては、6月30日を工期としまして工事中でございます。場所は御承知と思いますが、印通寺のマリンパルの2階、面積が606平米の整備工事でございます。開

館を7月19日、月曜日、海の日にオープンをしたいというようなことで作業を進めております。

それでは、次をお開きください。条例につきまして御説明をいたします。

壱岐市立石田図書館の設置及び管理に関する条例、第1条に設置及び趣旨を出しております。2条に名称、位置。名称としましては、壱岐市立石田図書館。場所、位置としましては、印通寺浦の471番地に。以下、管理運営からずっと条例を出させていただいております。

そして2ページでございますが、第13条としまして、この条例に定めるもののほか、施行に必要な部分につきましては規則で定めるといたしております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するということにいたしております。

以上で終わります。

○議長（瀬戸口和幸君） 市民生活部長。

○市民生活部長（園田 省三君） 議案第22号壱岐市印鑑条例の一部改正について、御説明いたします。

提案理由、印鑑登録に伴う本人確認の厳格化による印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。壱岐市印鑑条例の一部を次のように改正する。第4条の登録申請の確認でございますが、印鑑の登録申請において、申請者が本人であること及び本人の意思であることを確認する場合、申請者に対して文書で紹介をし、その回答書を持参させることによって行うこととなっておりますが、それに加えて市長が適当と認める書類の提示が必要となりました。

したがって、第4条第2項及び第3項中回答書の次に「及び市長が適当と認める書類」を加えるものでございます。本条例は、本年7月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第22号壱岐市印鑑条例の一部改正について、説明を終わります。

続きまして、議案第23号壱岐市手数料条例の一部改正について、御説明いたします。

提案理由、占用法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、改正するものでございます。

次のページ、お願いします。壱岐市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条の手数料を徴収する事項、金額等でございますが、これについては、別表第1のとおりとするとなっております。別表第1の22項船員手帳の交付手数料の金額、1件につき1,900円を1,950円に改め、23項船員手帳の書きかえ手数料の金額、1件につき1,900円を1,950円に改めるものでございます。

本条例は、本年7月1日から施行するものでございます。

以上で議案第23号壱岐市手数料条例の一部改正についての説明を終わります。

○議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

○総務部長（松本 陽治君） 議案第24号について、御説明を申し上げます。

壱岐市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について、壱岐市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を次のとおり廃止する。

提案理由でございますが、職務執行者の退任に伴いまして、条例制定の目的が達成をされましたので、御提案をするものでございます。

次のページでございますが、壱岐市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例、壱岐市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例、平成16年壱岐市条例第39号は廃止する。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上でございます。

○議長（瀬戸口和幸君） お諮りします。ちょっと時間的に早いようですが、お昼の休憩にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬戸口和幸君） では、そのようにしたいと思います。ただいまから昼の休憩に入ります。再開は13時とします。

午前11時48分休憩

午後0時58分再開

○議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

財政課長。

○財政課長（久田 賢一君） それでは、議案第25号について説明いたします。

1ページをお開きください。平成16年度壱岐市一般会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ210億2,500万円と定めております。第2条は債務負担行為、第3条は地方債、第4条一時借入金で一時借入金の借り入れの最高額は30億円と定めております。第5条は、歳出予算の流用について定めております。

次に、2ページからは第1表でございますが、後の事項別明細書の方で説明をいたしますので、10ページをお開きください。

第2表の債務負担行為でございますが、9の事業につきましてそれぞれ期間限度額を定めております。それで、最後の行の自給肥料供給施設整備事業でございます。これは勝本町の方でございますが、事業を2カ年間で予定をいたしておりますが、本年度に一括入札をいたしますので、債務負担行為を定めております。

次、11ページは第3表地方債でございます。本年度の限度額を28億1,130万円といた

しております。詳しいことにつきましては、後もって歳入の方で説明いたします。

次に、16ページをお開きください。1款の市税1項の市民税から5項の入湯税までにつきましては、前年度の実績を勘案して計上いたしております。

次のページの6ページの都市計画税は滞納繰越分を計上いたしております。

18ページの2款1項の所得譲与税、これは三位一体改革の所得税から地方住民税の本格的な税源移譲までのつなぎ制度として本年度新設されたものでございます。交付は人口により交付をされるようになっております。

それから、次の2款2項の自動車重量譲与税から次のページの利子割交付金までにつきましては、前年実績を勘案して計上いたしております。

次のページの4款の配当割交付金でございます。これは本年度新設されたものでございまして、都道府県に納入された配当割額を関係市町村へ交付をされるものでございます。本年度の交付見込み額の184万2,000円を計上いたしております。

次の5款の株式等譲渡所得割交付金も、これも本年度に新設をされたものでございまして、交付の方法につきましては、配当割交付金と同内容でございます。

次の6款の地方消費税交付金から7款、8款、9款の地方特例交付金までにつきましては、前年度実績を勘案して計上いたしております。

次に、22ページの10款の地方交付税でございます。本年度の国の交付税の見込みはマイナスの6.5%になっておりますが、本市におきましてはマイナスの8%で計上いたしております。特別交付税につきましては、前年実績を勘案し、計上いたしております。

11款の交通安全対策特別交付金につきましては、前年実績を勘案し、計上いたしております。

次の24ページの12款1項分担金でございます。農林水産業費分担金では、県営圃場整備事業の地元分担金、それから災害復旧費では農地災害の受益者の分担金等を計上いたしております。

12款2項負担金でございます。民生費負担金で保育所の入所負担金、衛生費負担金では、老人保健事業の負担金等を計上いたしております。

次13款1項の使用料でございますが、これは行政財産の使用料を計上いたしております。

次に、28ページをお開きください。13款2項手数料でございますが、これは戸籍手数料、ごみ処理手数料、家畜診療所等手数料などを計上をいたしております。

次に、30ページでございますが、14款の国庫支出金の国庫負担金でございます。ここでは、民生費の国庫負担金、衛生費国庫負担金を計上いたしております。

次のページの14款2項の国庫補助金、民生費の国庫補助金では、居宅支援費の補助金などを計上いたしております。

2の衛生費の国庫補助金では、合併処理浄化槽設置整備事業の補助金として、これ130基分

を計上いたしております。農林水産業費の補助金では、地域水産物供給基盤整備事業補助金、これは芦辺町の八幡浦漁港の分でございます。海岸保全施設整備事業補助金は、八幡浦漁港、柏崎海岸の高潮対策の補助金でございます。

次の土木費国庫補助金の道路事業費補助金の市道改築事業補助金は、勝本町の寺源田線、芦辺町の八幡芦辺線、市道特殊改良一種事業補助金は、勝本町の綿打線の補助金でございます。

住宅費補助金の公営住宅建設事業補助金は、郷ノ浦町の今宮団地、永田団地の駐車場整備の補助金でございます。

次の3の河川費補助金は、郷ノ浦町の準用河川、町谷川の補助金でございます。4の都市計画費補助金、まちづくり総合支援事業補助金は、郷ノ浦町の本村元居線、大谷公園線の道路改良、弁天崎金比羅公園の園整備の補助金でございます。

次のページでございます。消防費の補助金でございますが、これは化学消防ポンプ自動車、防火水槽3基の補助金でございます。

2行飛びまして、社会教育費補助金でございます。国宝重要文化財等保存整備事業補助金でございますが、これは石田町の原の辻遺跡の保存修理事業、市内遺跡発掘、双六古墳、それから原の辻遺跡の保存整備事業等の補助金でございます。

それから、史跡等購入費補助金は、原の辻遺跡の土地の購入費の補助金でございます。

一番下の行、総務費補助金、合併市町村補助金は、防災行政無線の集中制御設備設置事業の補助金でございます。

次のページ、お願いします。市町村権限移譲等交付金でございます。4,399万2,000円計上いたしておりますが、この中の砂の最初に係るものがございまして、芦辺町で980万円、石田町で920万円ほどございまして、これにつきましては、沿岸漁業振興対策基金として積み立てをいたしております。

次に、15款2項の県補助金の総務費県補助金でございます。この中の21世紀まちづくり推進総合支援事業補助金、これは生活環境整備、郷ノ浦町の東地区、勝本町の天ヶ原地区の分でございます。それから、博多どんたくの参加、筒城浜のレストハウス、シャワー室の改修の補助金でございます。

それから、新市町人材育成支援交付金でございますが、これは定額の1,000万円の補助金でございますが、人材育成のための講師派遣等の補助金でございます。

それから、新市町合併支援特別交付金でございます。7,049万1,000円でございますが、これは消防団の活動服、例規集の作成、行財政改革推進事業、市歌等の作成事業の補助金でございます。

次の民生費の県補助金でございますが、ここでは居宅支援費の補助金、一番下の行の身体障害

児医療費助成事業等の補助金でございます。

次のページの2、老人福祉補助金でございますが、ここでは在宅介護支援センターの運営事業の補助金、介護予防の支援事業の補助金等でございます。

児童福祉費補助金は、へき地保育所の運営費の補助金、福祉医療費の助成費の補助金等でございます。

それから、衛生費県補助金の中の2の清掃費補助金の不法投棄物等撤去事業補助金でございます。これは芦辺町の漂着物撤去事業の補助金でございます。

次のページ、お願いします。農業費補助金の中の下から5行目ぐらいでございます。資源リサイクル畜産環境整備事業費補助金2億452万5,000円でございますが、これはJAが建築をいたします堆肥センターの建設補助金でございます。

それから、下から2行目でございますが、基盤整備促進事業の補助金6,978万8,000円は、芦辺町の堺地区、石田町の乙島大板線、錦太の農道整備の補助金でございます。農村総合整備事業費補助金が、これ芦辺町の整備事業の補助金でございます。

次に、水産業費補助金の中の地域水産物供給基盤整備事業補助金2億2,191万3,000円でございますが、これは初瀬地区、大久保地区、湯ノ本、諸津など7事業の補助金でございます。

持続的漁業生産環境整備事業費補助金でございます。これは東部漁協の監視船、壱岐東部箱崎の築いその補助金でございます。

それから一番下の行でございますが、長崎県緊急地域雇用創出特別補助金でございます。これは町内の遺跡発掘事業、市道の環境美化事業、観光コーディネーターの育成事業等の補助金でございます。

次のページ、お願いします。急傾斜地崩壊対策事業費の補助金、これは石田町の志自岐地区の補助金でございます。

一番下、農地及び農業用施設災害復旧費補助金でございます。これは平成15年災の分でございまして、郷ノ浦町、芦辺町の方でございます。農地35カ所、施設12カ所の補助金でございます。

次の15款3項県委託金でございます。ここでは選挙費の委託金としまして、参議院選、それから海区漁業調整委員会の選挙費、それから各種統計調査の委託金などを計上をいたしております。

次のページ、お願いします。6の消防費委託金では、壱岐空港消防業務委託金として4,413万円を計上しております。

次の財産貸付収入で、土地建物貸付収入でございます。これ普通財産の貸付収入でございます。大きなものとしたしましては、壱岐会館用地360万円、それから大谷工場倉庫360万円、

それから旧久松工場、それから郷ノ浦港の貨物小屋等の貸付収入でございます。

次のページをお願いいたします。右上の2の生産物売り払い収入でございます。アワビ種苗売り払い収入は、これは郷ノ浦町の種苗センターのアワビの売り払い代金でございます。堆肥売り払い収入は、石田町の分でございます。

それから寄附金でございますが、指定寄附金として3件計上いたしております。その中の旧老岐郡農業振興公社指定給付金、それから御柱祭り実行委員会指定給付金につきましては、同額を歳出の方で計上いたしております。

次に、18款2項の基金繰入金でございます。財政調整基金、減債基金を歳入財源不足のために合計で3億6,000万円繰り入れております。

次の3の地域振興基金の繰入金は、道路事業、水産振興事業、農業振興事業などの財源に充てるために10億4,080万円を繰り入れております。

5の家畜導入事業の繰入金につきましては、家畜導入事業の財源として繰り入れております。

栽培漁業振興基金繰入金は、アワビ種苗センターの管理費の財源として繰り入れております。

次、8の特定農山村地域活性化基金繰入金は、特定農山村地域活性化推進事業の財源として繰り入れをいたしております。

次のページでございます。教育振興基金の繰入金につきましては、これは渡良中学校の分でございます。ソフトボール、ユニフォーム、マシン等の購入財源として繰り入れております。

繰越金につきましては、5億7,607万7,000円を計上しております。

次に、一番下の行の20款3項の貸付金元利収入でございますが、この中で地域総合整備資金貸付金元金収入でございます。これは大安閣等全部で6業者の貸付金の元金収入でございます。

それから、商工業振興資金融資預託金の元金収入は、預託先が18銀行、親和銀行、勝本漁協からのそれぞれの預託金の元金収入でございます。

次のページをお願いします。20款4項の4の雑入の中の上から4行目のコミュニティー助成金でございます。これは宝くじの還元事業でございます。道路の清掃器具の購入費の財源となっております。

次のページ、お願いします。21款1項市債でございます。まず一般公共事業債1億9,890万円でございますが、これは初瀬地区の漁港整備等外13事業の分でございます。辺地対策事業は、市道有安本線の改良事業外7事業分を計上しております。過疎対策事業は、市道本村元居線外16事業分を計上しております。臨時財政対策債につきましては、前年度の70%相当額を計上しております。

合併特例事業でございます。合併推進事業、これは郷ノ浦町の新郷ノ浦港線の県営事業の負担金の分でございます。合併特例事業3億5,420万円は、勝本町の自給肥料供給施設整備事業、

それから原の辻遺跡の整備事業の分でございます。

臨時地方道整備事業債、ふるさと農道緊急整備事業は、郷ノ浦町の神ノ木地区外3事業の分を、林道緊急整備事業につきましては、勝本町の本宮山地区の分を計上しております。

臨時地方道整備事業債、地方特定道路整備事業は、市道寺源田線外2事業の分でございます。自然災害防止事業債は、石田町の志自岐地区の分でございます。補助災害復旧事業債、これは農地施設の分でございます。単独災害復旧事業債、これは勝本町のかざはや法面災害復旧の分でございます。

それから、減税補てん債でございますが、2億2,220万円でございます。これは郷ノ浦町と芦辺町の平成7年、8年度借入分が本年度に借りかえることになっておりますので、その分を計上いたしております。

次に、54ページをお開きください。歳出1款の議会費でございます。議員報酬、職員人件費、13節では会議録の作成委託料を計上しております。また、議長交際費を150万円計上いたしております。

次のページをお願いします。2款1項総務管理費の一般管理費でございます。ここでは、特別職、一般職の人件費、それから市長交際費としまして800万円を計上いたしております。

次に65ページをお願いします。25の積立金でございます。ここでは財政調整基金、減債基金、地域振興基金の利子の相当額を積み立てるようにしております。6の企画費でございます。1の報酬の中に市歌等の選定委員報酬、それから行財政改革推進委員会の委員報酬を計上しております。

次のページ、お願いします。それから、この企画費の中に福岡事務所派遣経費としまして9節の旅費、それから14節で宿舍借り上げ料など派遣経費としまして199万円を計上しております。

それから13節の委託料では、市歌の制作委託料、それから行財政の診断業務委託料を計上しております。

15の工事請負費は、仮本庁舎の屋上への入り口の部分の改修工事でございます。

次のページをお願いします。69ページの右上の方の中ほどの集会施設建設事業補助金2,000万円でございます。ここでは、芦辺町の辻林公民館、石田町の池田東公民館の集会所の建設補助金を計上しております。

次72ページ、お願いします。2款1項10目の地籍調査費でございます。本年度は郷ノ浦町の片原第2から第5地区、それから芦辺町の大石、中野郷、瀬戸浦第1地区分を計上いたしております。

それから18節の備品購入費では、地籍調査の管理システム機器購入費を計上いたしております。

す。

次のページ、お願いします。2款2項1目の税務総務費でございます。その次のページの13節でございますが、固定資産評価システム整備委託料として4,345万4,000円、それから、平成18年度の評価替に伴います標準宅地の鑑定評価委託料を計上しております。

次のページ、お願いします。8節の報償費では、納期前の納付報償金、それから納税組合への報償金を計上をいたしております。

次に82ページ、お願いします。2款4項の選挙費では、市長選挙費、参議院議員選挙費など4選挙事務費をそれぞれ計上をいたしております。

次に88ページをお願いします。3款1項1目の社会福祉総務費では、知的身体障害者の施設支援費、それから居宅生活の支援費などを計上いたしております。

次に94ページ、お願いします。中ほどの社会福祉施設費の中の13節委託料では、郷ノ浦町の保険デイサービスセンターの設計委託料805万2,000円を計上しております。

次の老人福祉費につきましては、次のページの13節で生きがい活動支援通所事業委託、それから在宅介護支援センターの運営事業の委託料などを計上いたしております。

次のページ、20ページの28節でございます。ここでは老人保健特別会計の繰り出し金、老人ホーム事業特別会計の繰り出し金をそれぞれ計上いたしております。

次の国民健康保険事業でございますが、ここでも28節で国民健康保険事業特会の繰り出し金を計上しております。

次の介護保険でも繰り出し金としまして3億347万2,000円を計上しております。

次に102ページでございます。3款2項2目の児童措置費の20節の扶助費では、児童手当等の給付費を計上しております。下の行の4の保育所費でございます。次のページの13節の委託料で保育園児入所委託料4,373万円、これは郷ノ浦町の壱岐保育園への入所委託でございます。

次のページ、お願いします。5の児童福祉施設費の15節の工事請負費では、八幡保育所の屋根、便所の改修事業費を計上しております。

次に110ページ、お願いします。4款1項1目の保健衛生総務費では母子保健事業、老人保健事業に要する経費を計上しております。

115ページ、お願いします。ここの28節の繰り出し金では、簡易水道事業の繰り出し金として3億1,402万6,000円を計上しております。

次に119ページをお願いします。この右上の15の工事請負費でございます。21世紀まちづくり推進総合支援工事請負費につきましては、郷ノ浦町の東地区、勝本町の天ヶ原地区の排水工事費を計上しております。施設設備等改修工事請負費は、火葬場の空調設備の改修工事費でござ

ざいます。

次の病院費でございますが、ここでは繰り出し金で4億9,432万3,000円を計上しておりますが、このうちにかたばる病院の分としまして1億5,191万3,000円が含まれております。

次に4款2項1目の清掃総務費は、次のページお願いします。8節の報償費では、リサイクル報償金を計上しております。13の委託料では、環境管理組合運営業務委託料、これは芦辺町の分でございます。それから、一般廃棄物の処理基本計画策定業務委託料を2,200万円計上をいたしております。

次のページをお願いします。4款2項2目のじんかい処理費では、各施設の管理経費を計上いたしております。次のページの13節の一番最後の行でございますが、最終処分場調査設計業務委託料、これは勝本町の分でございます。

それから15の工事請負費では、各施設の設備等の修繕工事費を計上いたしております。

次に、3のし尿処理費でございますが、ここでも施設の管理経費を計上いたしております。

次のページの15節の工事請負費では、各施設の修繕工事費、それから勝本町の自給肥料供給施設の用地造成工事費、それから施設の整備工事費を計上いたしております。

それから、合併処理浄化槽の設置整備費でございますが、19節の負担金補助金で130基分の補助金を計上をいたしております。

次に135ページ、お願いします。ここは農業振興費の19節でございますが、ここでは中山間地域等の直接支払い交付金、「長崎食と農」支援事業、産地づくり推進対策事業などの補助金を計上をいたしております。

次のページでございます。寄附金でございますが、ここで先ほど歳入のところにございました指定寄附金の歳入同額をここで計上いたしております。

次に141ページをお願いします。ここは畜産業費の19節でございますが、この中の一番下の行でございますが、資源リサイクル畜産環境整備事業費補助金、これはJAの堆肥センターの建設補助金を計上しております。

次の22の補償補てん及び賠償金でございますが、これは家畜診療所の医療事故の賠償金を計上しております。

次のページ、お願いします。下から2行目の15の工事請負費、ここは農地費の工事請負費でございますが、農道整備工事請負費（基盤整備）でございます。これは芦辺町の堺地区外2路線分を計上しております。

次の農道整備工事請負費（農村総合整備費）は、芦辺町の分でございます。農道5路線、農業集落道3地区、防災安全施設整備を計上しております。ふるさと農道整備工事請負費は、勝本町

の亀松地区外3路線分を計上いたしております。

次に147ページをお願いします。6款2項2目の林業振興費の15の工事請負費でございます。ここでは、勝本町の本宮山林道整備事業費を計上しております。

次のページでございます。6款3項1目の水産業総務費の13の委託料では、郷ノ浦町のアワビ種苗センターの管理費を計上いたしております。

次のページでございます。2の水産業振興費、ここでは水産業振興事業、水産業振興総合対策事業、漁業経営構造改善事業費などを計上いたしております。

153ページの積立金でございます。3,742万2,000円でございます。これは、栽培漁業推進基金積立金、これはアワビ種苗センターの売り払い収入金の分でございます。沿岸漁業振興対策基金は、砂採取に係るものでございます。

次に157ページをお願いします。右上の工事請負費でございます。ここでは海岸保全事業工事請負費、これは芦辺町の八幡浦漁港の高潮対策の工事費でございます。水産基盤整備工事請負費は、初瀬漁港外6漁港の工事費でございます。

それから、5の漁業集落環境整備費でございます。その15節の工事請負費では、芦辺町の漁業集落環境整備工事費を計上いたしております。

次のページ、お願いします。商工振興費の19節の補助金では、商工会の運営費の補助金、それから国民金融公庫設備資金の利子補給補助金などを計上いたしております。

次のページの4観光費でございます。

次のページ、163ページでございますが、右上の13節の委託料で21世紀まちづくり推進総合支援事業の委託料、これが博多どんたく港祭り参加福岡観光物産展委託料を計上しております。

それから、下から3行目の緊急地域雇用創出特別対策事業委託料、ここでは観光コーディネーター育成事業、イベントマスコミ等誘致支援事業費を計上しております。15の工事請負費では、21世紀まちづくり推進総合支援工事請負費、これは筒城浜のレストハウス、シャワー室改修工事、いそ遊び体験施設整備工事費を計上しております。

次の19節の補助金では、次のページ、165ページの一番下の行でございます。友好都市地域間交流事業補助金、これは勝本町の御柱祭りへの補助金でございます。

次に、169ページをお願いします。道路橋梁維持費の13節の委託料1億2,802万円でございます。下から2行目の市道等環境美化事業委託料、それから公共施設環境美化事業委託料、これは県の緊急雇用の補助金相当分でございます。

それから、次の3の道路橋梁新設改良費は、補助事業、起債事業で9路線、単独事業で計22路線分を計上いたしております。

次のページ、お願いします。8款3項の河川費でございます。ここでは、次のページ、173ページの工事請負費で郷ノ浦町の町谷川の改修工事費、それから勝本町の西戸地区排水路整備工事費を計上しております。19節の負担金補助及び交付金につきましては、県営事業の負担金で郷ノ浦町の馬立海岸環境整備事業の負担金でございます。

2の急傾斜地崩壊対策費の工事請負費は、石田町の志自岐地区の分でございます。19節は県営の負担金でございます、郷ノ浦町の小崎地区、築出迎地区の負担金でございます。

8款4項港湾費でございます。次のページの19節で、県営港湾整備事業負担金2,825万円、これは郷ノ浦港の埋立整備、印通寺港湾整備の負担金でございます。

次のページでございます。2の街路事業費でございます。ここで19の負担金で1,100万円計上いたしておりますが、これは県営事業の負担金で郷ノ浦町の3.5.8新郷ノ浦港線の県営事業の負担金でございます。

次のページ、お願いします。4土地区画整理費でございます。ここでは、郷ノ浦町の市道本村元居線、市道大谷公園線、金比羅公園、弁天崎公園の整備費を計上いたしております。

次のページをお願いします。8款7項の住宅費でございます。ここの15の工事請負費1,392万9,000円でございます。これは緑ヶ丘住宅の屋根改修、新瀬戸団地プロパン庫改修、国分団地の復旧工事費でございます。

次のページ、お願いします。住宅建設費でございます。ここの工事請負費では、住宅建設工事請負費で今宮団地の敷地造成工事費、それから公営住宅駐車場整備工事費では、今宮団地、永田団地の駐車場の整備費を計上いたしております。

次に187ページをお願いします。2の非常備消防費でございます。ここでは操法大会の経費としまして8節の報償費等で700万円を計上いたしております。11節の需用費で消防団の活動服購入費として3,290万6,000円を計上いたしております。

次のページ、お願いします。3の消防施設費、ここの15の工事請負費では、防火水槽の新設工事費を3基分、それから消防施設等改修工事費としまして、分団の格納庫、それから消防署の訓練所の舗装工事、消防署勝本出張所のトイレの水洗化工事を計上いたしております。

18節の備品購入費では、小型動力ポンプ7台、自動体外式除細動器2台、化学消防ポンプ自動車1台分を計上しております。

次の4の防災費でございます。次のページの15節の工事請負費3,524万円でございますが、これは防災行政無線設備の集中制御の整備工事費でございます。

次に195ページ、お願いします。10款1項3目の教育指導費の15の工事請負費では、芦辺教職員住宅の屋根外壁改修工事費を766万1,000円計上しております。

次に199ページ、お願いします。学校管理費の工事請負費でございます。4,465万

3,000円でございますが、ここでは箱崎小学校、田河小学校の体育館外壁改修、八幡小パソコン教室改造、田河小、那賀小のプール等総工事費を計上しております。

次201ページ、お願いします。学校管理費、中学校の学校管理費の15の工事請負費でございます。ここでは、箱崎中学校の技術科室の雨漏り工事、それから鯨伏中の舗装工事費を計上いたしております。

次に215ページをお願いします。ここは公民館費の工事請負費でございますして2,576万7,000円でございます。ここでは芦辺地区の公民館の水洗化工事費を計上しております。

次のページをお願いします。図書館費の工事請負費でございますが、ここでは石田図書館の整備工事費を2,400万円計上しております。

次、6の文化財保護費でございます。ここでは文化財調査事業としまして、市内遺跡の発掘調査事業、これは兵瀬、笹塚、対馬塚等でございます。

それから、文化財保存整備事業としまして、原の辻遺跡の保存修理事業、それから公有化事業、出土物の保存処理事業、それから国特別遺跡原の辻遺跡の保存整備事業、これは（仮称）壱岐国博物館、展示館建設の用地取得、それから環境アセスメントの委託料でございます。

それから、緊急地域雇用創出事業としまして、郷ノ浦町の車出遺跡、松尾古墳の発掘調査委託料を計上いたしております。

次に227ページをお願いします。11款1項の農林水産施設災害復旧費では、平成15年災の郷ノ浦町、芦辺町の農地施設の災害復旧費を計上いたしております。

次のページの12款2項の公共土木施設災害復旧費では、勝本町のかざはや法面災害復旧工事費を計上いたしております。12款の公債費は、本年度償還いたします元利償還金、それから一時借入金の利子を計上いたしております。

それから、230ページでございます。13款1項の普通財産取得費でございます。これは新公立病院用地の取得費でございます。旧郷ノ浦町の分でございますして、土地開発公社へのこれ償還の分でございます。

それから、13款2項は郷ノ浦町の三島航路事業の繰り出し金でございます。14款予備費で1,500万円を計上をいたしております。

それから次のページ、232ページからは給与費明細書でございます。235ページまでが給与費明細書でございます。236ページからは債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての調書でございます。

そして、一番最後に地方債の現在高の見込みに関する調書でございますして、一番下の行の右端が本年度末の現在高見込み額でございます。

以上で説明終わります。

○議長（瀬戸口和幸君） 健康保健課長。

○健康保健課長（小山田省三君） 議案第26号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について、説明をいたします。

初めに、壱岐市の国民健康保険は4月1日現在一般被保険者数1万6,408人、退職被保険者数945人、計1万7,353人、国保加入率52.21%であります。

1ページをお開きください。平成16年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億9,174万6,000円と、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,736万2,000円と定めるといたしております。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定めるといたしております。

歳入歳出の款項の区分及び当該ごとの金額等の内容は、3ページから11ページに掲載のとおりでございます。

12ページをお開きください。歳入の主なものについて説明いたします。国民健康保険税については、一般被保険者分の医療給付費、介護納付金分の現年度滞納繰り越しを合わせて11億6,801万2,000円を、退職被保険者分が同じく9,119万9,000円を計上しております。課税される税率につきましては、さきの議会で議決をいただいたとおりでございます。

3款の国庫支出金の中で、国庫負担金で療養給付費等に係る分は、現年度7億9,301万円を、老人保健拠出金負担金が3億1,197万8,000円を、介護納付金負担金が9,033万2,000円をそれぞれ計上しております。

14ページをお開きください。同じく高額医療共同事業負担金が1,885万8,000円を計上しております。これは、歳出の5款共同事業拠出金の4分の1の金額であります。2項の国庫補助金の中で、国保の交付税とされる財政調整交付金が普通、特別を合わせて4億5,073万4,000円、4款の県支出金が国と同額の1,885万8,000円を計上しております。

5款の療養給付費交付金は、支払い基金から交付される退職者医療交付金、現年度分2億1,553万1,000円です。

6款共同事業交付金は、国保連合会から交付される高額医療共同事業交付金の5,070万円です。

16ページをお開きください。7款の財産収入は財政調整基金出産資金貸付金の利子です。

8款の繰入金は、一般会計からの繰入金で保険税軽減に相当の基盤安定繰入金が2億1,119万2,000円、事務費としての職員給与費繰入金が988万3,000円、出産1人

に対する20万円の出産育児一時繰入金が2,060万円、交付税に算入措置される財政安定化支援事業繰入金が9,013万2,000円をそれぞれ計上しております。9款の繰越金は、前年度繰越金を4,450万4,000円計上いたしております。

18ページをお開きください。10款の諸収入中上段の延滞金は、保険税の滞納に係る分であり、条例に沿って対応をしております。予算では、一般被保険者分を100万3,000円計上しております。3項の貸付元利金収入は国保連合会に委託の元利金です。

以上が歳入に関する分です。

続いて、歳出について説明いたします。20ページをお開きください。20ページから23ページは、経常的な予算でございます。22ページの2款保険給付費は、国保事業会計では診療費については、3月診療分から翌年の2月診療分について1会計年度で処理されます。一般分が年間分の18億2,296万5,000円を、24ページの退職分が同じく2億3,295万円を、以下療養費、レセプト審査手数料等についてそれぞれ計上しております。

2款2項の高額療養費については、一般退職分をそれぞれ計上しております。3項の移送費についても同様でございます。

26ページをお開きください。4項の出産育児一時金は1人当たり30万円の103人分を、5項の葬祭費については、1人当たり2万円を、3款老人保健拠出金、4款介護納付金はそれぞれ今年度の支払い額を見込んで計上しております。

28ページをお開きください。5款の共同事業拠出金は国保連合会に支払う分です。

6款の保健事業費は、国保事業の啓発普及に充てる費用です。7款の基金積立金は、財政調整基金積立金の利息分と出産資金貸し付けのための基金積立金です。

30ページをお開きください。8款の公債費は一時借入金の利子を見込んでおります。

9款諸支出金中1項の償還金及び還付加算金は、誤って保険税が納付された場合に還付する分で、2項の貸付金は国保連合会への預託金です。

32ページをお開きください。10款の予備費については、4,920万円を計上しております。

以上が事業勘定です。

次に、診療施設勘定について説明いたします。旧勝本町から引き継いだ国民健康保険直営診療所の勝本診療所及び湯ノ本診療所は、住民の身近な医療機関として毎日午前と午後の半日交替で診療業務をいたしております。また、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの診療も受託をしており、経営も堅実な状況下にあります。

35ページから37ページには、款項ごとの金額の内容を掲載しております。

38ページをお開きください。1款は診療収入の内容を、年間の収入を見込んで計上しており

ます。手数料は、診断書等の手数料108万円です。

40ページをお開きください。6款の雑入は養護老人ホーム、特別養護老人ホームの受診委託料等です。

次に、歳出について説明いたします。42ページをお開きください。1款総務費の施設管理費は経常的な予算で、13節の委託料は医師、看護師、医療事務員等の業務委託料でございます。

44ページをお開きください。2款の医業費の需用費では、医薬材料費が年間分6,600万円、委託料は診療所であるがゆえ必要最小限の各委託に必要な予算内容でございます。14節の使用料及び賃借料は、在宅患者の濃縮酸素の借り上げ料でございます。

46ページをお開きください。4款の公債費は、地方債の元利償還金です。48ページをお開きください。給与費明細は、両診療所の看護師2名分です。

51ページをお開きください。16年度末の地方債の見込み残高は、一番右下の1,666万3,000円です。

以上で、平成16年度国民健康保険事業特別会計の予算の説明を終わります。

次に、議案第27号平成16年度壱岐市老人保健特別会計予算について、説明いたします。1ページをお開きください。老人保健の受給者数は4月1日現在6,299人であります。平成16年度壱岐市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億4,227万1,000円と定めるといたしております。歳入歳出の款項の区分及び当該ごとの金額との内容は、2ページから7ページに掲載のとおりです。

8ページをお開きください。歳入予算の主なものについて説明いたします。1款の支払基金の交付金は、支払い基金から交付される現年度分25億6,964万1,000円、審査支払い手数料交付金1,556万2,000円を計上しております。

2款の国庫支出金中国庫負担金は、医療費負担金、現年度10億9,551万6,000円を、レセプト審査等分、医療費適正化事業補助金161万5,000円を、3款の県支出金は2億7,387万9,000円を計上しております。

10ページをお開きください。4款の繰入金は、一般会計からの市町村負担分を含めた2億8,555万2,000円を計上しております。

続いて、歳出予算の主なものについて説明いたします。12ページをお開きください。1款総務管理費は経常的な予算です。2款医療諸費は、老人保健は3月診療から2月診療分までが1会計年度で処理されます。医療給付費が扶助費として年間分の41億5,596万1,000円を、医療費支給費が療養費、高額療養費等扶助費として5,679万9,000円を、審査支払い手数料は、1,573万8,000円をそれぞれ計上しております。

以上で老人保健特別会計予算の説明を終わります。

次に、議案第28号平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について、説明いたします。

4月1日現在の介護保険の1号被保険者数は9,442人で、認定者数は2号被保険者の45人を加えると1,756人であり、1号被保険者の認定率は18.12%となっています。

1ページをお開きください。平成16年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億1,027万2,000円と定めるといたしております。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定めるといたしております。

歳入歳出の款項の区分及び当該ごとの金額等の内容は、2ページから7ページに掲載のとおりです。

歳入予算について、説明いたします。8ページをお開きください。1款介護保険料については、基準となる1号被保険者第3段階の保険料の月額は3,300円といたしております。1号被保険者分として特別徴収が年6回支給される年金からの支給分からの徴収分、2億8,310万8,000円と直接納付される普通徴収分5,392万5,000円の合わせて3億3,953万3,000円を、3款の国庫支出金中1項の国庫負担金は、現年度交付分4億3,356万9,000円を、3款の国庫補助金は介護保険の交付税とされる普通調整交付金1億6,887万5,000円を、4款支払い基金交付金は、現年度交付分6億9,371万1,000円を計上しております。

10ページをお開きください。5款県支出金は、現年度交付分の2億7,098万1,000円を、7款繰入金は事務費を含めた一般会計からの繰入金3億347万2,000円をそれぞれ計上しております。

続いて、歳出について説明いたします。14ページをお開きください。14ページから17ページの総務費は経常的な予算でございます。

15ページの下段の報酬は、介護認定審査会委員の報酬で14名で構成しています。

16ページをお開きください。16ページの2款介護給付費は、介護保険給付は3月分から翌年の2月分までを1会計年度で処理され、介護サービス給付費として年間分21億4,800万円を計上しております。

18ページをお開きください。2款の審査支払い手数料は、国保連合会への支払い手数料です。2款3項の高額介護サービス費は19節に1,620万円を計上しています。

3款の財政安定基金拠出金218万5,000円は、保険料が不足するときに無償貸し付けを受けるときの拠出金として、長崎県介護保険財政安定化基金へ拠出する分です。

4 款の基金積立金 5 1 3 万円は、介護保険の将来の事業運営を見込んで積み立てるものです。

2 0 ページをお開きください。5 款の公債費中財政安定基金償還金 2 5 0 万円は、旧芦辺町の借入償還分でございます。

以上で、介護保険事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長（瀬戸口和幸君） 暫時休憩します。再開は 1 4 時 1 0 分とします。

午後 1 時 58 分休憩

.....
午後 2 時 11 分再開

○議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

水道課長。

○水道課長（松本 徳博君） 議案第 2 9 号平成 1 6 年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成 1 6 年度壱岐市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 2 億 2, 2 8 2 万 1, 0 0 0 円と定めるものでございます。

8 ページをお願いいたします。歳入でございますが、1 款分担金及び負担金、2 款使用料及び手数料につきましては、前年度を参考に計上しております。

3 款国庫支出金 1 目衛生費国庫補助金 2 億 7, 4 2 5 万円につきましては、郷ノ浦支所管内におきます三島地区簡易水道、芦辺支所管内におきます箱崎国分地区簡易水道に対します国庫補助金でございます。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目一般会計繰入金として、3 億 1, 4 0 2 万 6, 0 0 0 円お願いするものでございます。

8 款諸収入 2 項雑入 1 目雑入 5, 9 4 8 万 3, 0 0 0 円につきましては、道路改良工事等によります工事補償費等を計上しております。

9 款市債 1 項市債 1 目簡易水道事業債 1 億 3, 7 1 0 万円につきましては、三島地区簡易水道事業、箱崎国分地区簡易水道事業に対する借り入れでございます。

1 4 ページをお願いいたします。歳出 1 款総務費 1 項総務管理 1 目一般管理費 1 億 1, 3 8 2 万 8, 0 0 0 円につきましては、人件費等経常経費的なものでございますので、説明を省略させていただきます。

2 目施設管理費 2 億 6, 8 6 1 万 4, 0 0 0 円につきましては、4 支所管内におきます水道施設の電気料、電話料各種業務委託料等の維持管理費でございます。

2 款施設整備費 1 項簡易水道施設整備費 1 目簡易水道施設整備事業費 5 億 5, 5 0 3 万

5,000円につきましては、簡易水道施設整備事業に関する工事費等であります。

工事内容につきましては、郷ノ浦支所管内の三島地区簡易水道の三島海底送水管布設替工事3億9,868万5,000円で、渡良本島、嫦娥から大島までの間に海底送水管を布設替えるものでございます。同じく長島から原島までの間に、海底送水管の布設替えをするものであります。

次に、芦辺支所管内の箱崎国分地区簡易水道事業の老朽管水道管布設替工事を予定しております。工事箇所につきましては、箱崎大左右触、中山付近を中心に実施するものでございます。

3款公債費1項公債費2億8,484万4,000円につきましては、起債に対する償還金でございます。

4ページをお願いいたします。第2表地方債、起債の目的は簡易水道事業債、限度額を1億3,710万円でございます。起債の方法は証書借り入れとしております。なお、利率は年5%以内としております。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時金の借り入れの最高額を3億円と定めるものであります。

歳入歳出予算事項別明細書につきましては、歳入を5ページに、歳出を6ページに記載しておりますので、後もってお目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第30号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成16年度壱岐市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるものでございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,724万4,000円と定めるものでございます。

10ページをお願いいたします。歳入1款分担金及び負担金、2款使用料及び手数料につきましては、前年度を参考に計上しております。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目土木費補助金2億4,200万円につきましては、公共下水道事業補助金でございます。

4款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金2億2,837万3,000円につきましては、一般会計からの繰り入れを予定しておるところでございます。

7款市債1項市債1目下水道事業債1億1,240万円につきましては、下水道事業に伴います借り入れでございます。

14ページをお願いいたします。歳出1款総務費1項総務管理1目一般管理費1億7,078万2,000円につきましては、人件費等ほか経常経費的なものでございます。2目施設管理費1,464万7,000円につきましては、北部水処理施設の電気料施設管理業務等維持管理費でございます。

次の1款総務費2項下水道建設費1目下水道建設費5億213万5,000円につきましては、中央水処理施設建設に伴います人件費、事務費、工事費等でございます。本年度計画といたしましては、新公立病院建設地であります桜川地区付近までの暗渠工事、延長約1,300メートル、それからマンホールポンプ1カ所と水処理施設本体の機械、電気設備工事を計画しているところでございます。

2款公債費1項公債費6,259万円につきましては、起債の償還金でございます。

4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございますが、事項といたしまして水洗便所改造資金融資に係る金融機関の損失補償、期間平成16年度、限度額は融資に係る金融機関の損失額としております。

次に、平成16年度水洗便所改造資金利子補給、借入総額を600万円、期間平成17年度から平成21年度の5カ年でございます。限度額30万円。

次に、中央水処理センター建設工事、期間は平成17年度、限度額は3億2,000万円としております。

次に5ページでございますが、第3表地方債、起債の目的といたしまして、下水道事業債限度額1億1,240万円、起債の方法は証書借り入れ、利率は年5%以内としているところでございます。

次に、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定めておるところでございます。

歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めております。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ということにしております。

続きまして、議案第31号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成16年度壱岐市の漁業集落排水整備事業特別会計の予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,305万8,000円と定めるものでございます。

10ページをお願いいたします。歳入1款使用料及び手数料につきましては、前年度を参考に計上しております。

2款県支出金1項県補助金1目農林水産業費補助金1億5,001万6,000円につきましては、漁業集落環境整備費補助金1億2,486万6,000円、漁村生活環境整備事業費交付金2,515万円を見込んでおるところでございます。

3款繰入金につきましては、一般会計より7,285万9,000円をお願いするところでござ

います。

4款繰越金1,046万9,000円につきましては、15年度分の余剰金を繰り越すものでございます。

6款市債の下水道事業債5,690万円は、漁業集落環境整備事業に対する借り入れでございます。

14ページをお願いいたします。歳出、1款総務費1目一般管理費449万6,000円については、経常経費的なものを計上しております。2目施設管理費895万6,000円につきましては、芦辺支所管内の恵美須地区、石田支所管内の山崎地区の漁業集落排水施設の電気料、施設管理業務委託料等の維持管理費でございます。

次に16ページでございますが、1款総務費1目漁業集落排水整備費2億6,862万7,000円につきましては、瀬戸地区漁業集落排水整備事業に伴います人件費、用地購入費工事請負費等でございます。工事内容につきましては、排水処理施設進入路、排水処理施設用地整備、配水管工事、集落道の舗装工事を予定しているところでございます。

2款公債費1項公債費1,077万9,000円につきましては、起債の償還金でございます。

4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為、事項名、水洗便所改造資金融資に係る金融機関の損失補償でございます。期間、平成16年度、限度額融資に係る金融機関の損失額。

次に、事項名といたしまして、平成16年度水洗便所改造資金利子補給でございますが、借入総額を350万円、期間を平成17年度から平成21年度としております。限度額は35万円としております。

次の5ページになりますが、第3表地方債、起債の目的といたしまして、下水道事業債、限度額を5,690万円、起債の方法、証書借り入れ、利率5%以内としております。一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

歳入歳出予算事項別明細書につきましては、歳入を7ページに、歳出を8ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、御説明申し上げ、終わります。

○議長（瀬戸口和幸君） 市民福祉課長。

○市民福祉課長（川畑 文隆君） 議案第32号平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計予算について、御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。平成16年度壱岐市の老人ホーム事業特別会計の予算は次のとおりでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,927万8,000円でございます。第2条、

地方自治法235条の3第2項の規定による一時借入金の借入金の総額は3,000万円でございます。

8ページ、9ページをお開きください。歳入の主なものの御説明をいたします。

2款の繰入金1項一般会計繰入金につきましては、措置費の市が負担すべき費用と退職手当組合の負担金、そして老人ホームの償還金一時借入金等につきましては一般会計の繰入金でございます。2項基金繰入金につきましては、歳出の予算のために財政調整基金、それから施設整備基金を取り崩しております。

それから、4款の諸収入につきましては、入居者の使用料等でございます。

10ページ、11ページをお開きください。6款の分担金及び負担金につきましては、老人ホーム入所者の入所者負担金、それから扶養義務者負担金、そして市外分としまして、対馬の方から入所してあります方の負担金でございます。

そして7款国庫支出金につきましては、老人保護措置負担金として2分の1相当が国庫支出金として計上いたしております。

12ページ、13ページをお願いいたします。歳出の主なものを説明いたします。ホーム費の1目事務費につきましては、嘱託の医師等の報酬と職員給与等でございます。

14ページ、15ページをお開きください。2目の保護費につきましては、これにつきまして主なものにつきまして、これは入所者の入所等の利用費につきまして賄い材料等のもの、2,950万円ほど組んでおります。

16、17ページをお開きください。2款公債費でございますが、地方債元金償還金、地方債の利子償還金、一時借入金の利子につきまして計上いたしております。

以上でございます。

続きまして、議案第33号平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算、予算書の1ページをお開きください。

平成16年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は、次のとおりでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,394万2,000円でございます。

第2条、地方自治法235条の3第2項の規定によります一時借入金の借り入れの最高額は、3,000万円でございます。

8ページ、9ページをお開きください。歳入の主なものを説明します。

1款の介護サービス収入でございますけれども、1目の介護サービス費につきましては、これは特養入所者の介護サービス費、それからショートステイのサービス費、デイサービス通所の介護サービス費でございます。

2目の利用者負担収入につきましては、同じようにショートステイ、それから入所、デイサー

ビスに通所の方の負担金でございます。介護サービス計画費収入につきましては、これはケアプラン計画費用の収入でございます。

下の4款繰越金につきましては、前年度繰越金として885万円を計上いたしております。

12ページ、13ページをお開きください。歳出の主なものを御説明いたします。1項の施設介護サービス事業費でございますけれども、事務費といたしまして、嘱託医師等の報酬、そして職員給与等でございます。

14ページ、15ページをお開きください。2目の介護費でございますけれども、主に需用費としまして、これは介護の賄い材料として3,285万3,000円等を組んでおります。

それから16、17ページをお開きください。3項の通所介護サービス事業費でございますけれども、これは職員給与等でございます。

続きまして、18、19ページをお開きください。4項居宅介護サービス事業につきましては、これも職員給与等、ケアマネージャー等の職員給与等でございます。

20ページ、21ページをお開きください。2款の基金積立金でございますけれども、財政調整基金積立金、施設整備基金積立金としてこのように計上いたしております。3款の公債費につきましても、地方債元金償還金、それから地方債利子償還金分を計上いたしております。

以上でございます。

続きまして、議案第34号平成16年度壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計予算について、説明いたします。

平成16年度の壱岐市の精神障害者地域生活支援センター事業特別会計の予算は、次のとおりでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,144万3,000円でございます。地方自治法235条に係る借入金の最高額は、1,000万円でございます。

8ページ、9ページをお開きください。歳入では、1款の県支出金、県補助金としまして、精神障害者地域生活支援事業施設運営費県補助金として2,132万8,000円を計上いたしております。

そして2款の繰入金、一般会計繰入金につきましては、県の補助金で足りない不足分につきまして11万4,000円を繰り入れ予定いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。歳出でございますけれども、地域生活支援センター費としまして運営費の中で主にこれは職員、あるいは嘱託職員等の人件費でございます。

以上で説明終わります。

続きまして、議案第35号平成16年度壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計予算を説明いたします。

最初の1ページをお開きください。平成16年度壱岐市の精神障害者福祉ホームB型事業特別会計の予算は、次のとおりでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,172万4,000円でございます。地方自治法第235条に規定します借入金の最高額は1,000万円でございます。

8ページ、9ページでございます。歳入で1款県支出金、県補助金として精神障害者福祉ホームB型運営費県補助金1,880万7,000円を計上いたしております。

2款使用料及び賃借料ということで、使用料は入居者の居宅使用料について計上いたしております。

3款一般会計繰入金につきましては、県の補助金等で不足の分につきまして一般会計より199万円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。歳出で運営費でございますけども、これも嘱託職員、そして職員等の人件費でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（瀬戸口和幸君） 郷ノ浦支所長。

○郷ノ浦支所長（吉永 正司君） 議案第36号平成16年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について、説明いたします。

1ページ、お願いします。平成16年度壱岐市三島航路事業特別会計の予算は、第1条で歳入歳出それぞれ1億1,242万6,000円といたします。第2条で、一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円とします。

次は8ページ、お願いします。歳入で1款使用料及び手数料でございますが、船舶使用料、乗船料及び自動車航送料を年間2,800万円を見込んでおります。

2款、3款の国、県の航路費補助金は、前年度実績をもとに2,600万円、1,900万円を計上いたしております。

5款の繰入金、一般会計の繰入金を3,906万3,000円を予定をいたしております。

次は12ページ、お願いします。歳出で運行費の一般管理費8,634万4,000円は、一般職4人分、海事職船員6人分、計10人分の人件費が主なものです。7節の賃金242万4,000円は、甲板員1人分の賃金でございます。

次に14、15ページをお願いします。2目の業務管理費2,486万2,000円の主なものは、需用費として中間検査、あるいは合入渠の修繕料1,155万円、燃料費700万円が主なものでございます。

13の委託料は陸上の綱取り委託料でございます。

使用料及び賃借料については、ドックの際の台船借り上げ料でございます。

以上で説明を終わります。

次は、議案第37号平成16年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について、説明いたします。

1ページ、お願いします。平成16年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、第1条で歳入歳出それぞれ5,626万7,000円とします。

次は8ページ、お願いします。歳入で使用料でございます。4,655万6,000円を見込んでおります。これは農業関係、施設、あるいは道路維持関係、公園管理分をあわせたものでございます。

3款の基金繰入金は、減価償却基金繰入金959万円を見込んでおります。これは機械購入費の財源でございます。

次は12ページ、お願いします。歳出で総務管理費、一般管理費で5,338万8,000円の主なものは、報酬として嘱託職員1人の半年分をここで計上いたしております。賃金2,571万4,000円は、農業、農作業関係、あるいは公園管理、施設管理、道路維持関係分の賃金を計上いたしております。

11節の需用費で主なものは、トラクター等の修繕料、あるいは燃料費でございます。

下の方で18節備品購入費956万円は、トラクター1台、サイバーハロー代かき機1台、現場車両1台分を計上いたしております。

次は14ページ、基金積立金として減価償却積立金282万9,000円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（瀬戸口和幸君） 水産課長。

○水産課長（今村 光一君） 議案第38号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計について、御説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計の予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ628万2,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該ごとの金額、内容につきましては、2ページ、3ページ掲載のとおりであります。

それでは、歳入より御説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。1款使用料及び手数料1項使用料につきましては、ターミナルビル施設使用料と自動販売機使用料を計上いたしております。2款繰入金につきましては、一般会計より406万2,000円繰り入れることにいたしております。

それから、3款繰越金と4款諸収入につきましては、存目といたしております。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。

1 款総務費総務管理費につきましては、需用費、役務費、浄化槽維持管理費を計上いたしております。1 款総務費 2 項施設整備費につきましては、人件費と 1 3 節に委託料 2 6 0 万円を計上いたしております。

この委託料につきましては、ターミナルビル建設に当たりまして、既設の高速船のフェリー待合所もフェリーターミナルビルと同じ建物の中にするということで計画がなされております。その前現在の既設の使用している浮棧橋の移転が生じますが、浮棧橋の移転先の静穏度、波の調査と海底の水深、深浅測量の調査が必要でありますので、今回予算をお願いをいたしております。

以上でございます。

○議長（瀬戸口和幸君） 公立病院事務長。

○公立病院事務長（竹下 立喜君） それでは、病院事業会計予算を御説明いたします。

1 ページ目をお開きください。議案第 3 9 号平成 1 6 年度壱岐市病院事業会計予算。第 2 条の業務の予定量で壱岐公立病院事業でございますが、全病床数 1 7 4 床で本年度改正いたしております。

(2) の年間患者数でございますが、入院、外来合わせまして延べ 1 4 万 9, 3 9 5 人を見込んで計画を立てております。

(4) の主な建設改良事業といたしまして、固定資産購入費は主に医療器械でございますが 7 億 8, 6 5 0 万 9, 0 0 0 円、また病院整備事業費で 2 9 億 3, 4 4 0 万円を計画いたしております。

2 のかたばる病院事業におきましては、病床数合計 7 4 床で、当年度改正いたしております。

(2) の年間患者数でございますが、入院、外来合わせまして延べ 3 万 1 3 9 人を見込みを立てております。ちなみに 1 日平均入院で 6 2. 6 人、外来で 3 0 人といたしております。

次のページをお願いいたします。第 3 条、収益的収入及び支出の予定額でございます。第 1 款の壱岐公立病院事業では、収益的収支のそれぞれを 2 2 億 6, 4 3 0 万 5, 0 0 0 円を予定額といたしております。うち予備費に 1, 7 3 8 万 9, 0 0 0 円を計上いたしております。

第 2 款のかたばる病院事業では、収益的収支のそれぞれを 5 億 8, 4 1 2 万 9, 0 0 0 円を予定額といたしております。予備費に 7 2 万 7, 0 0 0 円を計上いたしております。

次のページでございますが、第 4 条、資本的収入及び支出の予定額でございます。第 1 款の壱岐公立病院資本的収入の予定額を 3 7 億 4, 6 7 6 万 2, 0 0 0 円を定めております。うち出資金の一部と企業債補助金は、病院建築の財源に充当するものでございます。

第 1 款資本的支出につきましては、3 7 億 9, 9 6 4 万 3, 0 0 0 円を予定額といたしております。第 1 項の建設改良費につきましては、ほとんどが病院建築費に充てるものでございます。

資本収支の収入の不足する額、5, 2 8 8 万 1, 0 0 0 円は、損益勘定留保資金で補てんいたし

ます。かたばる病院の方は基本計画はございません。

次のページをお願いします。第5条の企業債でございしますが、起債の目的といたしまして、医療器械整備事業、また病院建築整備事業といたしまして33億8,950万円を限度額といたしております。利率等につきましては、次のとおり定めております。

第6条の一時借入金につきましては、壱岐公立病院事業22億円と限度額といたしております。これは病院事業費の中間払いが主でございします。かたばる病院につきましては、運営費の一時借入金といたしまして、1億円を限度額といたしております。

次のページでございしますが、第9条の棚卸資産購入限度額でございしますが、両病院とも役員、診療材料等が主でございします。第10条の重要な資産取得処分でございしますが、(1)の取得する資産で、医療器械備品を、MRI外3点を上げております。

(2)でございしますが、病院建築の鉄筋コンクリートづくり5階建てが年度内に完成予定でございしますので、取得財産といたしまして計上をいたしております。

6ページ、お願いいたします。予算の実施計画書の説明を申し上げます。

壱岐公立病院事業収益といたしまして22億6,430万5,000円を計画いたしております。

入院収益では12億1,222万8,000円を計画いたしております。ちなみに1日1人当たり診療収益が2万3,225円を計画いたしております。外来収益では、7億3,386万円を計画いたしております。1人当たりが大体7,550円でございします。

次の2の医業外収益で4の負担金交付金の2億4,165万8,000円でございしますが、必要経費の中で地方公営企業法によります経費の負担区分の原則に従って、一般会計より繰り入れとする性格ものでございします。

次の補助金でございしますが、県からの救急医療運営費の補助金でございします。

次のページ、お願いします。壱岐公立病院事業費用でございしますが、22億6,430万5,000円を計画いたしております。1の給与費で13億1,427万3,000円、2の材料費といたしまして5億9,281万円、うち薬品費を3億9,732万8,000円を計上いたしております。

次のページでございしますが、4の減価償却といたしまして6,587万7,000円を計上いたしております。2の医業外費用でございしますが、節の2の一時借入金利子でございしますが、これは病院建築工事費の中間払い等一時借入金の利子でございします。

一番下の5の繰延勘定償却でございしますが、資本的収支から発生したものを3条予算で年次ごとに償却するものでございします。

次10ページ、お願いをいたします。資本的収入の収入でございしますが、37億4,676万2,000円を計画いたしております。

2の出資金につきましては、企業債償還金に充てます市町村からの3分の2の負担額と建築費の一部負担でございます。3の企業債につきましては、病院建築の分といたしまして26億4,300万円、医療器械整備事業の分といたしまして7億4,600万円を政府基金の借り入れとして予定いたしております。

4の補助金でございますが、病院建築に該当いたします5項目の補助金を予定いたしております。

次のページ、お願いします。支出でございますが、37億9,964万3,000円を計画いたしております。建設改良費の固定資産購入費でございますが、MRIほか検査機器等の医療器械を重点に占めております。

3の病院整備事業費といたしまして、29億3,440万円を計画いたしております。

次のページ、お願いします。資金計画書でございますが、受け入れ資金といたしまして、89億3,996万円を予定いたしております。11の前年度繰越金5億4,349万5,000円は、決算上ほぼ確定いたしてまいりました。支払い資金を差し引きますと、5億9,278万4,000円を現金預金といたしまして予定いたしております。

次は19ページをお願いします。平成16年度末の貸借対照表でございます。2の流動資産の現金預金でございますが、5億9,278万4,418円といたしまして予定いたしております。

22ページをお願いいたします。15年度の損益計算書でございます。次のページをお開きをいただきまして、下から3番目の当年度純利益でございますが、9,806万8,683円と15年度も引き続き黒字決算となっております。ただいま決算ヒアリング中でございますが、ほぼ固まった数値であろうかと思っております。当年度未処理欠損金も2億円台に減少いたしまして、大分改善されてまいってきております。

27ページをお願いします。次は、かたばる病院事業会計の御説明を申し上げます。かたばる病院事業収益といたしまして5億8,412万9,000円を計画いたしております。入院収益では、3億5,654万6,000円、外来収益で5,613万3,000円を計画をいたしております。

2の医業外収益、3の負担金交付金でございますが、運営費の一部負担金を繰入基準に基づきまして一般会計から繰り入れるものでございます。

次のページでございますが、支出でございます。5億8,412万9,000円を計画いたしております。うち給与費3億9,784万7,000円、2の材料費といたしまして薬品費5,590万6,000円、予備費といたしまして72万7,000円を計上いたしております。

32ページをお願いします。資金計画でございます。受け入れ資金といたしまして8億862万5,000円、支払い資金といたしまして8億747万7,000円を予定いたしております。

まして、差し引き114万8,000円と予定いたしております。

40ページをお願いします。15年度の損益計算書でございます。次のページでございますけれども、当年度純損失といたしまして11万6,435円となっております。この時点では、まだ医療でございまして、診療、受入態勢等整備も開始当初でございまして、不十分な点もあったろうかと思っております。

以上をもちまして、病院会計の説明を終わらせていただきます。

○議長（瀬戸口和幸君） 郷ノ浦支所長。

○郷ノ浦支所長（吉永 正司君） 議案第40号平成16年度壱岐市水道事業会計予算について、説明いたします。

1ページ、お願いします。平成16年度壱岐市水道事業会計の予算は、第2条で業務の予定量を定めています。第3条で収益的収入及び支出の予定額は、収入、水道事業収益1億5,005万6,000円、支出、水道事業費用1億3,985万6,000円と定めます。内容は後のページで説明いたします。

第4条で資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入1,113万7,000円、資本的支出7,348万5,000円と定めます。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額、6,234万8,000円は、過年度損益勘定留保資金52万1,000円、当年度分損益勘定留保資金4,400万円、当年度地方消費税、資本的収支調整額249万4,000円及び建設改良積立金1,533万3,000円で補てんいたします。

次のページ、第5条で議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、職員給与費2,697万8,000円とします。第6条で、棚卸資産の購入限度額は345万8,000円と定めます。

次は16ページ、お願いします。収益的収入及び支出、収入でございます。水道事業収益、給水収益、水道使用料1億4,850万円を見込んでおります。本年は各月検診への切りかえのため11カ月分となります。

次の負担金80万円は、新規加入者の負担金でございます。

次は18、19ページをお願いします。支出で水道事業費用、原水及び浄水費では委託料、ポンプ支出、あるいは水質検査等の委託料が主なものでございます。修繕費は、水源の洗浄費等が主なものでございます。

次に、動力費2,160万円は、水源水のポンプの動力、電力量でございます。2目の配水及び給水費では20ページの7節の委託料、配水池等の清掃委託料、量水器の検針委託料等が主なものです。8の修繕費は、配水管の修理費等でございます。3目の総掛かり費は、職員給与費3人分が主なものでございます。

次に、22ページ、23ページ、4の減価償却費で4,414万2,000円を見込んでおります。

次に24ページ、25ページ、営業外費用では、企業債の支払利息、消費税の支払い分を計上いたしております。

次に26ページ、27ページは、資本的収入及び支出の資本的収入では、工事負担金、これは県道、市道の配水管移転補償費を計上いたしております。

次に28、29ページ、支出、建設改良費では、工事請負費、道路工事等に伴う配水管の埋設がえ工事費でございます。資産購入費では、量水器の購入費、これは計量検定による取りかえ分を計上いたしております。

企業債の償還金997万1,000円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

○総務部長（松本 陽治君） 議案第41号について、御説明を申し上げます。

長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成16年7月31日をもって長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合から富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町、若松町、上五島町、新魚目町、有川町及び奈良尾町を脱退せしめる。

本議案につきましては、本年の8月1日に五島市並びに新上五島町が設置をされるわけですが、今申しあげました10町が廃止となります。

したがいまして、長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する市町村から減ずるということとなります。その協議については、地方自治法の規定によって議会の議決が必要となりますので、提案をするものでございます。

次に、議案第42号について御説明を申し上げます。長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成16年8月1日から長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合に新上五島町を加入せしめ、同組合の規約を次のとおり変更するものでございます。

本議案につきましても、本年8月1日に新上五島町が設置をされることに伴いまして、同組合を組織する市町村の数が増加することとなります。また、組合市町村の増減による規約の変更と規約の中の組合事務所の会館名の変更、あるいは文言の整理を行うものでありますが、この協議についても議会の議決が必要となりますので、提案をするものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。当組合の規約の一部を変更する規約案でござい

ます。第5条中につきましては、組合事務所の住所表示の整理でございまして、長崎市栄町4番9号に改めるといふものと、会館名の変更で長崎縣市町村会館に改めるといふものでございます。

第12条につきましては、文言の整理、第18条については、町村を市町村に改めるといふものでございます。

別表につきましては、五島の10町を減じて新上五島町を追加するものでございます。

なお、五島市につきましては、現在福江市が独自に設けておる制度がありまして、五島市となりまして、独自の制度で対応をするということでございます。

附則といたしまして、この規約は県知事の許可の日から施行し、16年8月1日から適用するということでございます。

次に、議案第43号長崎縣市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少について。地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成16年7月31日をもって長崎縣市町村総合事務組合から福江市以下富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町、若松町、上五島町、新魚目町、有川町、奈良尾町、下五島地域広域市町村圏組合、五島西部衛生施設組合及び上五島地域広域市町村圏組合を脱退せしめる。

本議案につきましても、8月1日に五島市、新上五島町が設置されることに伴うものでございまして、福江市を初めとする1市10町が7月31日をもって廃止、また3つの広域市町村圏組合等が解散をすることになりますので、これらの市町村及び組合を総合事務組合から減じるものであります。

続きまして、議案第44号長崎縣市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の増加及び規約の変更について。本議案につきましても、16年8月1日から長崎縣市町村総合事務組合に五島市及び新上五島町を加入せしめ、また組合を組織する組合市町村のうち、長崎県町村議会議員公務災害補償等組合が長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組合に名称を変更したことに伴い、長崎縣市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するということでございます。

本議案につきましても、五島市、新上五島町が設置をされまして、両市町の加入によって総合事務組合を組織する組合市町村が増加することになります。それと、組合市町村のうち、議会議員公務災害補償等組合が町村から市町村に名称を変更したことに伴って、提案をするものでございます。

次のページでございますが、規約の一部を変更する規約でございます。別表1を次のように改めるといふことでございます。別表1でございますが、組合を組織する組合市町村、福江市を初めとする1市10町及び関係の3つの広域圏組合を減じて、五島市、新上五島町を追加するものでございます。

別表2につきましては、第3条9号に関するものは、町村議会議員公務災害補償等組合を市町

村に市町村議会議員公務災害補償等組合に改める。

それから、第3条10号は福江市を削除、第3条11号については、福江市を五島市に改めるというものでございます。

附則といたしまして、この規約は総務大臣の許可の日から施行し、平成16年8月1日から適用するというところでございます。

以上でございます。

○議長（瀬戸口和幸君） お諮りします。再開後1時間経過しますが、このまま続行したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬戸口和幸君） 続行することにいたします。

市民生活部長。

○市民生活部長（園田 省三君） 議案第45号長崎県離島医療圏組合を組織する地方公共団体の数の減少について、御説明いたします。

平成16年8月1日に福江市、富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町の1市5町が、また若松町、上五島町、新魚目町、有川町、奈良尾町の5町がそれぞれ市町村合併に伴う廃置分合が予定されており、地方自治法第286条第1項の規定により、平成16年7月31日をもって長崎県離島医療圏組合からこの1市10町を脱退せしめるものであります。

提案理由、長崎県離島医療圏組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議については、地方自治法290条の規定により、議会の議決を経る必要があるものであります。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

続きまして、議案第46号長崎県離島医療圏組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う組合規約の変更について、御説明いたします。

平成16年8月1日に福江市、富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町、1市5町が五島市に、また若松町、上五島町、新魚目町、有川町、奈良尾町の5町が新上五島町にそれぞれ市町村合併に伴い、廃置分合が予定されており、地方自治法第286条第1項の規定により、同年月日から長崎県離島医療圏組合に五島市及び新五島町を加入せしめ、長崎県離島医療圏組合規約を別紙のとおり変更するものであります。

提案理由、長崎県離島医療圏組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う組合規約の変更に関する協議については、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるものであります。

次のページの別紙をお願いします。中ほどの福江市及び南松浦郡7人が、五島市4人及び新五島町3人にそれぞれ改められております。これは、長崎県離島医療圏組合規約第6条1号及びそ

の別表に規定の組合の議会の議員の定数であります。なお、施行期日は、附則により総務大臣の許可の日から施行するとされております。

以上で議案第46号の説明を終わります。

○議長（瀬戸口和幸君） 総務部長。

○総務部長（松本 陽治君） 議案第47号について、御説明申し上げます。長崎県町村土地開発公社定款の変更について、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、市町村の廃置分合に伴い、本公社名を長崎県市町村土地開発公社に変更すること、また本公社設立団体である南松浦郡富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町が平成16年8月1日に五島市として施行され、当該5町については、本公社を脱退することから本公社定款を変更するものであります。

次のページをごらんいただきたいと思っております。長崎県土地開発公社定款の変更について、まず題名を長崎県市町村土地開発公社定款ということになります。

それから、第2条につきましては、名称変更でございます。町村が市町村に変わるということでございます。

それから、第4条については事務所の所在地ですが、これも町村を市町村に変更するということです。

それから、第24条につきましては、資産の条項でございますが、富江町などの5町が脱退することに伴いまして、基本財産が変更となるものでございます。

それから、別表第1については、富江町を含む5町の脱退については、公社の理事会において議決をされておりますが、定数の変更については、設立団体の議会の議決が必要となります。

それから、別表第2につきましては、人口出資額を示すものでございますが、脱退、あるいは名称変更に伴って出資額が変更となるものでございます。富江町から奈留町については、脱退、若松町から奈良尾町については、新上五島町に名称変更ということになってまいります。

附則でございます。この定款は、長崎県知事の許可の日から施行する。ただし、第24条別表第1及び別表第2の改正規定は、平成16年8月1日から施行するということになります。

続きまして、議案第48号について御説明を申し上げます。過疎地域自立促進計画の策定について、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき、過疎地域自立促進計画を別冊のとおり策定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、本市は平成16年3月1日、過疎地域自立促進特別措置法の適用を受けたので、同法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決が必要となりますので、提案をする

ものでございます。

別冊をごらんいただきたいと思います。過疎地域自立促進計画書でございますが、合併前の旧石田町を除く3町が平成12年に過疎地域の指定を受け、3町それぞれに平成12年度から16年度までの前期5カ年の過疎地域自立促進計画を策定をしておりましたけれども、先ほど申し上げましたように、合併して壱岐市が本年3月1日に誕生いたしました。それとともに、新たに過疎地域に指定をされました。

したがって、前期計画の残りの期間、平成17年3月31日までの計画を策定をするものでございます。

次の目次をごらんいただきたいと思いますが、過疎法の第6条の規定で定められた10項目に沿って、1基本的な事項から10まで定められた10項目に沿って計画をいたしております。中身については、ここで説明は省略をさせていただきたいと思います。

内容につきましては、これまでの各町の計画に新市の建設計画等を加えて作成をしております。なお、平成17年度から21年度までの工期の計画については、今年度中に新たにに取りまとめを行いまして、工期の計画を策定をするということになってまいります。

以上、48号の説明を終わります。

○議長（瀬戸口和幸君） 産経部長。

○産業経済部長（末永 榮幸君） 議案第49号から53号までについて、御説明を申し上げます。

まず、議案第49号財産の無償譲渡について、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。平成16年6月11日提出。

提案の理由でございますが、社団法人壱岐郡農業振興公社清算人から寄附受納財産を壱岐郡農業協同組合へ無償譲渡するものでございます。

次のページをお開きください。物件でございますが、建物の所在地、種別数量でございますが、芦辺町国分東触678番地、鉄筋コンクリートの平屋建ての1棟でございますが、面積が264平方メートル、建築等の時価でございますが、1,865万4,060円でございます。譲渡の相手方は、壱岐郡農業協同組合代表理事組合長吉野誠治でございます。

位置でございますが、次のページ、図面をつけておりますので、若干御説明を申し上げますが、壱岐郡農業振興公社の位置でございます。赤い部分の北側隣はJAの営農センターでございますが、手前の南側になりますけれども、薄い部分が普及センターという位置の間にある建物でございます。

4ページ目は平面図を添付いたしておりますが、若干補足説明いたしますと、この件につきましては、3月19日に市議会全員協議会を開いていただいて、御説明をした内容のものでございます。社団法人の壱岐郡農業振興公社、この財産をJA壱岐郡へ直接譲渡ができないために公社

の解散手続中の残余財産でございます。建物鉄筋コンクリート264平米と現金の2,134万8,422円を壱岐市へ5月28日に寄附採納をいただいております。それを受託いたしておりますので、これを壱岐市より寄附受納財産としてJAへ無償で譲渡をしようとするものでございます。

現金につきましては、予算書では歳入の47ページで指定寄附を受け入れてしております。支出につきましては、ページの一般会計補正予算のページの137ページで、農業振興費の中で26節の寄附金として支出をするということで計上いたしておりますので、よろしくお願いたします。

次は、議案第50号でございます。議案第50号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市に新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を次のとおり変更するものでございます。

平成16年6月11日提出でございます。提案の理由は、法の260条第1項の規定に基づきまして、議会の議決を必要とするものでございます。1ページをあけていただきまして、これは一番最後の図面から御説明を申し上げます。ちょっと横長に見ていただきましょうか。

この位置は、郷ノ浦のマイナス7メートル岸壁、豪華客船の「あすか」が接岸した部分でございます。赤い部分を塗っておる部分が岸壁でございます。これは、この赤い部分は国の直轄事業で仕事をなされて竣工したものでございます。面積が2ページ目でございますが、2ページ目に戻っていただきまして、面積が3,709.37平方メートル、これを近傍の一番編入する区域は字立場山というところに編入をするものでございます。

ここの分につきましては、平成16年3月31日に国土交通省九州地方整備局長より市への区域の編入の依頼の文書をいただいております。マイナス7メートル岸壁、延長220メートル、平成10年度から平成16年3月31日までの期間で竣工いたしております。全体の事業費が169億1,233万円でございます。

以上でございます。

それから、議案第51号の御説明を申し上げます。議案第51号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてでございます。地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内に新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を次のとおり変更する。平成16年6月11日提出でございます。

提案の理由は、同じく260条第1項の規定に基づいて議会の議決を求めるものでございます。

この議案につきましては、石田町の山崎漁港になります。山崎漁港の改修事業でマイナス3メートル岸壁と船揚げ場の用地について、手続をとるものでございます。昭和51年12月から昭和55年3月までに要した事業で竣工がなされておるものでございます。

次のページをお開きください。面積4,098.67平方メートルを編入する区域は、字宮田町へ編入するものでございます。一番最後のページ、図面をお開きください。横広く見ていただきますと、ゴシックの濃い次の山崎漁港の方向は、真正面に向きますと芦辺町の内海湾の青嶋九州電力の発電所の方向になる部分でございます。ここの赤く塗った部分、左側の方が埋立地、防波堤の根元付近が給油施設、それから左側のちょっとへこんだところが船揚げ場ということになっておりまして、ここの用地を新たに竣工した土地として市の土地に所在地を設けるものでございます。

以上で51号を終わりました、議案第52号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてでございます。同じく地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内に新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を次のとおり変更する。平成16年6月1日提出。

提案理由は、地方自治法第260条第1項の規定に基づきまして、議会の議決を必要とするものでございます。

同じく石田町の山崎漁港でございますが、今度は山崎漁港の海岸保全施設用地の整備事業で、護岸の完成した部分の新たに生じた土地を設けるものでございます。これは、昭和58年9月から昭和60年3月に竣工いたしております。

次のページを開いていただきまして、面積は571.25平方メートル、編入する区域は字堂崎へ編入するものでございます。

最後のページの図面でございますが、赤く塗った部分でございます、山崎漁港の東防波堤の基部の海岸保全施設で用地を設けたものでございます。延長65メートルの部分になります。

以上で52号を終わりました、議案第53号の御説明を申し上げます。

議案第53号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内に新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を次のとおり変更する。平成16年6月11日提出。

提案理由、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決が必要でございます。同じく山崎漁港の海岸保全施設の整備事業、護岸でございます。これは昭和60年の8月から平成元年9月にかけて竣工した部分でございます。

次のページを開いていただきまして、面積は7,638.25平方メートル、編入する区域は字大流川地先から字辻、それから字瀬戸ノ上で編入するものでございます。

最後のページを開いていただきまして、図面の赤く塗った部分でございますが、これは幡鉾川の河口付近出たところから、石田の山崎漁港に向かいますと、夕部干拓と通称呼ばれるところがございます。この護岸の基部から山崎漁港の南防波堤までの間、約800メートルの間の海岸保

全で新たに生じた土地がございます。これを編入するものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（瀬戸口和幸君） 次に、請願第1号「壱岐公立病院に人工透析室の設置」を求めるための請願について、紹介議員の説明を求めます。

地方自治法第117条の規定により、8番、町田正一議員の退場をお願いいたします。

〔8番 町田 正一君 退場〕

○議長（瀬戸口和幸君） 7番、平尾議員。

○議員（7番 平尾 典子君） ただいま議題となりました請願第1号「壱岐公立病院に人工透析室の設置」を求めるための請願について、その提案の理由を申し上げます。

請願人は、壱岐腎友会会長、壱岐人工透析患者を支える会代表であります。なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

壱岐公立病院に人工透析室の設置を求めるための請願書。

1、請願の趣旨、現在壱岐市内においては67名の人工透析患者が島内の民間の2つの病院に通院し、人工透析を週3回、1人4時間程度受けております。しかし、既に島内の2つの病院では満床状態であり、またその専門性から見ても患者が適切な医療を受けているとは、甚だ疑問に感じます。しかも島内の透析患者の中には、福岡市内で透析を受けている人もおり、そのために島外に転居して透析を受けている人もいます。

ここ数年以内に人工透析の必要性を言われている患者もおり、現状では島内の2つの病院では処遇が手いっぱい状態で、患者も病院変更、時間変更も全くできない状態です。

このことのしわ寄せが患者に来ており、幾つかの問題も出てきております。患者にとっては生死の問題であります。一刻も早く壱岐公立病院に人工透析の機器を導入し、また人工透析室が設置され、患者が安心して医療行為を受けられるよう切に希望してやみません。

以上、地方自治法第124条の規定により、請願を提出いたしますので、御採択いただきますようお願い申し上げます。

2、請願の理由、現在日本では腎臓病の患者が糖尿病の670万人からますます増加傾向にあり、それからくる透析患者も急速に増加してきています。壱岐においても、糖尿病の患者も増加してきており、必然的に人工透析を受ける患者もここ数年内に増加することが予想されます。

しかし、島内においては人工透析室は2つの民間病院にだけにあり、その処遇者も機器の台数から見て既に手いっぱいの状況にあるのが現状です。平成14年、15年にかけては14名の患者が死亡しています。患者は人工透析を受けないと死に至るわけですし、ほかに全く延命の治療がありません。仕事の時間の変更もならず、病院の転院もできず、まさに患者の置かれている状況は、目を覆うばかりです。

壱岐市議会におかれましては、ぜひ私たちの窮状を御理解賜り、壱岐公立病院に10床程度の透析室を設けられ、私たち患者が安心して医療を受け、また普通に日常生活が送れますよう働きかけていただきますようお願いするものであります。

以上であります。請願の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますよう13名の紹介議員を代表いたしまして、請願趣旨理由の説明を終わります。ありがとうございました。

----- . ----- . -----

○議長（瀬戸口和幸君） 日程第43、陳情第5号非核・平和壱岐市宣言の制定についての陳情から、日程第46、要請第1号地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現に関する対応についての依頼までについてはお手元に各々写しを配付致しておりますので説明に代えさせていただきます。

以上で本日の日程は終了いたしました。これで散会いたします。

午後3時33分散会
